

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

平成 2 8 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 3 月 2 4 日 (木)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 4 時 5 2 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹	内	き	み	代	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一	彦		4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	田	泰	正
7 番	岡	本	正	意		8 番	小	西		啓
9 番	岡	田		勇		1 0 番	畑		武	志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀 忠 雄
副町長	奥 田 右
総務課長	中 嶋 浩 喜
地方創生担当課長	草 水 清 美
地域力推進課長	古 田 良 明
人権啓発課長	井 上 順 三
税住民課長	中 嶋 修
福祉課長	岡 田 博 之
診療所事務長	久 保 順 一
農村振興課長	北 淳 司
農村振興課主幹	馬 場 正 実
建設事業課長	東 本 繁 和
建設事業課主幹	竹 谷 正 則
会計管理者兼会計課長	山 本 千 代 美

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	3 番 村 山 一 彦
	4 番 吉 田 哲 也

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 1号 平成28年度和東町一般会計予算
議案第 2号 平成28年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 3号 平成28年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 平成28年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 5号 平成28年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成28年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 7号 平成28年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 8号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第5号）
議案第 9号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第10号 平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第12号 和東町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第14号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第15号 和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例

- 議案第 17 号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 20 号 和束山の家を設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 21 号 和束町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の
制定について
- 日程第 11 議案第 27 号 和束町道路線の変更について
- 日程第 12 議案第 28 号 和束山の家耐震並びに増改修・和束山の家研究所増改修
工事請負契約の変更について
- 日程第 13 議案第 29 号 和束山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の
変更について
- 日程第 14 議案第 30 号 和束山の家備品（家具等）購入契約の締結について
- 日程第 15 議案第 31 号 和束山の家指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 32 号 町営第 3 中西団地住宅建替工事請負契約の締結について
- 日程第 17 発委第 1 号 路線バス運行への国庫補助制度の改善等、公共交通の維
持、充実への支援強化を求める意見書
- 日程第 18 発議第 1 号 消費税増税の中止を求める意見書
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、村山一彦議員、4 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

3 月 2 0 日付で、撰原区長 大西清弘氏から、町道撰原下島線拡幅工事の継続についての要望書が出されております。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、議案第 1 号から議案第 7 号まで、平成 2 8 年度和東町一般会計予算及び平成 2 8 年度和東町各特別会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長、竹内きみ代議員。

○予算特別委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。

それでは、予算特別委員会審査報告を行います。

3 月 1 1 日開会の平成 2 8 年第 1 回定例会に提案された議案第 1 号から議案第 7 号までの平成 2 8 年度和東町一般会計予算及び平成 2 8 年度和東町各特別会計予算の審

査が予算特別委員会に付託されましたので、3月15日と17日の2日間にわたり予算特別委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに奥田副町長から、当初予算の概要と主要事項の説明を受けた後、各所管課長から、予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

平成28年度当初予算では、一般会計の予算総額が33億4,900万円であり、対前年度比1億9,700万円、率にして6.3%の増額になっています。また、6特別会計の合計では、23億6,286万円の予算となり、対前年度比で3億9,007万円、率にして19.8%の増額になっています。一般会計及び6特別会計の合計額は57億1,186万円で、前年度より5億8,707万円増加となり、過去2番目に大きな予算規模で編成されました。

平成28年度は地方創生の本格的な実施年度であるとともに、第4次総合計画後期基本計画がスタートし、新たな一步を踏み出す重要な年度であり、平成27年度の補正予算と合わせた13カ月予算の積極型予算になっているとの説明でした。

一般会計予算では、災害に強い施策として、防災拠点である役場庁舎や避難所である人権ふれあいセンター、和東保育園等の公共施設の耐震補強工事、災害時の対応としての消防団OBや女性の参加による機能別消防団員の創設、安全安心を重視したまちづくりとして住民生活に直結した住宅・道路の整備、橋りょうの長寿命化、新たな取り組みとなる高齢者等の買い物支援対策、茶源郷まごころサポート事業の実施、地域への移住・定住促進として地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRなどへの支援、人的な取り組みとして地域おこし協力隊の導入によるまちづくりなどが計画されています。

また、特別会計に目を移すと、国民健康保険では、医療費の適正化に向けた特定健診を初め人間ドック・脳ドック助成事業等の保健事業や被保険者の健康管理や疾病の早期発見、早期治療への計画がされています。

簡易水道事業では、統合簡易水道事業による木屋地区への送水管布設や西和東地域

での送水管布設、道路・橋りょう工事に伴う補償工事等が計上されており、介護保険では、第6期介護保険事業計画に基づく生活支援コーディネータの配置や相談事業の充実などが盛り込まれています。

これに対し委員からは、総合計画の人口目標と今回導入された第2定住人口の定義や根拠は何か、移住・定住の受け皿となる空き家バンクの対策はどのように計画されているのか、路線バスを含めた公共交通対策の具体的な進み具合はどうか、診療報酬改正に伴うかかりつけ医やかかりつけ薬局、医療機関の役割分担と国保診療所の関係はどうなるのか、年々ふえる認知症に対して町の認知症サポーター養成はどのようになっているのか、省電力化と街灯のLED化の推進や各区の街灯の管理状況について、保育所トイレの洋式化の計画や日本で最も美しい村連合に加盟することの効果や、今後、職員派遣等の考えはあるのか、町長任期最終年度として28年度予算は集大成と言える内容のものなのか、28年度から導入される職員の人事評価制度と職員の緊急時の初動体制についてどのようになっているのか、起債等の財政状況や過疎計画の概要、社会資本整備として町道整備の重要性、ハーブやケールなどの新たな地元産品の開発の方向性はどうか、農家民泊の取り組みや役場庁舎の改修の概要はどのようなものか、老人福祉では在宅ケアの状況や配食サービスの拡充予定について、また世界遺産認定に係る町のPR等々行政全般にわたる施策や方針等に活発な質疑が交わされました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計に反対討論を、また、井上委員が一般会計、村山委員が国民健康保険特別会計、小西委員が下水道事業特別会計、藤井委員が介護保険特別会計、吉田委員が後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

平成28年度一般会計予算ほか6特別会計予算の採決の結果は、次のとおりです。

議案第1号 平成28年度和東町一般会計予算は、賛成者多数。

議案第2号 平成28年度和東町湯船財産区特別会計予算は、賛成者全員。

議案第3号 平成28年度和東町国民健康保険特別会計は、賛成者多数。

議案第4号 平成28年度和東町簡易水道事業特別会計は、賛成者全員。

議案第5号 平成28年度和東町下水道事業特別会計は、賛成者多数。

議案第6号 平成28年度和東町介護保険特別会計は、賛成者多数。

議案第7号 平成28年度和東町後期高齢者医療特別会計は、賛成者多数。

以上のとおり、本委員会は、平成28年度和東町一般会計予算及び平成28年度和東町各特別会計予算6件を原案のとおり可決いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（畑 武志君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第1号から議案第7号まで、平成28年度和東町一般会計予算及び平成28年度各特別会計予算の以上7件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の7件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第1号から議案第7号まで、平成28年度和東町一般会計予算及び平成28年度各特別会計予算の以上7件は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第8号 平成27年度和東町一般会計補正予算（第5号）、議案第9号 平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 8 号から議案第 10 号の提案理由を申し上げます。

議案第 8 号 平成 27 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、地方創生加速化交付金事業、情報セキュリティ強化事業、財政調整基金積立金、年金生活者等支援臨時福祉給付金、人事院勧告に伴う職員人件費等において

議案第 9 号 平成 27 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、門前橋架替工事に伴う水道管布設替工事に係る繰越明許費の設定において

議案第 10 号 平成 27 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）号は、居宅介護サービス給付費負担金、高額医療合算介護サービス費負担金等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、議案第 8 号のご説明を申し上げます。

議案第 8 号

平成 27 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 27 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億864万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,738万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月24日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正後、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

10款地方交付税、15億2,191万3,000円、5,624万2,000円、15億7,815万5,000円。

14款国庫支出金、4億5,501万6,000円、4,133万2,000円、4億9,634万8,000円。

15款府支出金、2億198万4,000円、△164万円、2億34万4,000円。

16款財産収入、105万8,000円、17万1,000円、122万9,000円。

17款寄付金、37万6,000円、72万6,000円、110万2,000円。

18款繰越金、1億5,557万1,000円、△2,009万1,000円、1億3,548万円。

19 款繰越金、7,795万7,000円、2,047万6,000円、9,843万3,000円。

20 款諸収入、4,320万8,000円、692万4,000円、5,013万2,000円。

21 款町債、4億910万円、450万円、4億1,360万円。

歳入合計、34億5,874万4,000円、1億864万円、35億6,738万4,000円。

次のページ、歳出でございます。

1 款議会費、5,537万1,000円、3万円、5,540万1,000円。

2 款総務費、7億4,199万7,000円、8,857万1,000円、8億3,056万8,000円。

3 款民生費、7億3,532万4,000円、1,451万7,000円、7億4,984万1,000円。

4 款衛生費、4億4,362万7,000円、2万5,000円、4億4,365万2,000円。

5 款農林業費、1億4,072万8,000円、3,451万4,000円、1億7,524万2,000円。

6 款商工費、6,094万7,000円、3,021万円、9,115万7,000円。

7 款土木費、3億8,356万1,000円、△5,937万8,000円、3億2,418万3,000円。

8 款消防費、1億8,529万1,000円、15万1,000円、1億8,544万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次のページでございます。

第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業、2,095 万7,000 円。

同款、同項、茶源郷マルシェ開催委託事業、108 万円。

同款、同項、茶源郷まつり開催補助事業、250 万円。

同款、同項、民間国際交流推進補助事業、200 万円。

同款、同項、山の家改修事業（過疎対策）として1億5,413 万円。

同款、同項、和束茶を活かした新産業創出事業1,510 万円。

同款、同項、農業体験民泊推進事業、646 万円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付事業で1,903 万1,000 円。

5 款農林業費、2 項林業費、フィールドアスレチック設置調査事業で400 万円。

次のページでございます。

同款、同項、木材を活かした新産業創出事業、650 万円。

同款、同項、林業維持修繕事業、219 万7,000 円。

同款、同項、野生鳥獣個体数調整業務委託事業、1,071 万2,000 円。

6 款商工費、1 項商工費、縁側カフェ設置事業、148 万8,000 円。

同款、同項、農家民泊等広域観光受入体制整備事業、910 万円。

同款、同項、お茶の京都DMO設置負担金事業、130 万円。

同款、同項、農家民宿開設補助事業、500 万円。

同款、同項、「お茶の京都」拠点機能充実支援補助事業、300 万円。

同款、同項、地域コンテンツ充実支援補助事業、500 万円。

同款、同項、地域住民によるおもてなし観光整備事業、450 万円。

同款、同項、相楽地域におけるインバウンド観光事業、82 万2,000 円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、門前橋整備事業（過疎対策）、2,950 万円。

同款、同項、橋梁補修事業（過疎対策）で1,300万円でございます。

次のページ、第3表の地方債補正でございます。

まず、追加でございます。

起債の目的として、情報セキュリティ強化対策事業、限度額が1,550万円。起債の方法、証書借入、証書借入又は証券発行。利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるでございます。

次、2の変更でございます。

起債の目的でございますけど、山の家改修事業（過疎対策）でございます。補正前の限度額が1億760万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は追加で申し上げたとおりでございます。

以下、補正前、補正後同じでございますので、省略させていただきます。

補正後が1億1,200万円でございます。

門前橋整備事業の過疎対策、補正前が2,440万円、補正後が2,620万円。

道路拡幅改良事業の過疎対策が3,080万円が補正前でございます。補正後が1,350万円でございます。

次のページでございます。

路線バス維持管理対策事業で過疎対策分で補正前が2,250万円、補正後が2,500万円。

防災拠点庁舎耐震補強事業で補正前490万円、補正後が320万円。

人権ふれあいセンター耐震補強事業、補正前190万円、補正後が120万円。

計でございます。補正前が1億9,210万円、補正後が1億8,110万円となっ

ております。

続きまして、資料No. 8、予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

資料No. 8、一般会計補正予算の予算に関する説明書をよろしく申し上げます。

総括は省略させていただきます。

5ページ、6ページでございます。

まず、歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で5,624万2,000円。

普通交付税分でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で1,542万円でございます。

1節総務管理費補助金でございます。内訳につきましては、ここに掲げてあるとおりでございます。地域再生戦略交付金、山の家の施設改修事業で447万4,000円と地方創生加速化交付金のこの3事業を合わせまして558万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業補助金が535万円となっております。

同款、同項、2目民生費国庫補助金で1,944万2,000円でございます。

主なものが1節社会福祉費補助金で1,937万2,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付事業補助金事務費を合わせた分でございます。

同款、同項、4目土木費国庫補助金で△5,592万2,000円でございます。

3節道路橋りょう費補助金でございます。社会資本整備総合交付金の道路分の減額でございます。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金で3,206万円でございます。

1節農業費国庫補助金で2,156万円、これにつきましても地方加速化交付金ということになっておりまして、農業体験事業で646万円、和東町を活かした新産業創出が1,510万円でございます。

2節林業費国庫補助金で1,050万円です。同じく、地方創生の加速化交付金事

業でございまして、フィールドアスレチックの設置で400万円、木材を活かした新産業創出が650万円でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で3,010万2,000円でございます。

これにつきましては、1節商工費補助金でございまして、同じく、地方創生加速化交付金の8事業分でございます。お茶の京都DMO設立で130万円、農家民宿受け入れ体制910万円、地域コンテンツ充実が500万円、「お茶の京都」拠点機能充実が300万円、縁側カフェ設置事業分で148万8,000円、おもてなし観光整備で450万円、インバウンド観光で71万4,000円、農家民宿開設補助で500万円となっております。

次のページでございます。

15款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金で△410万円でございます。

これにつきましては、1節社会福祉費補助金でございまして、老人医療の給付分で△420万円、老人医療の臨時特例事業補助金で10万円の増額となっております。

同款、同項、4目農林業費府補助金で234万5,000円でございます。

これにつきましては、1節農業費補助金でございまして、青年就農給付金で150万円、共同製茶等の省略化推進事業補助金が84万5,000円となっております。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で△2,009万1,000円でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で2,047万6,000円。

1節前年度繰越金でございます。純繰越分でございます。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入で692万4,000円でございます。

2節雑入でございまして、後期高齢者医療広域連合負担金の返還金ということで、医療給付費分でございます。

次のページでございます。

21款町債、1項町債、1目総務債で2,240万円でございます。

1 節総務管理債でございまして、過疎対策事業債の路線バス維持管理分で250万円、同じく、過疎対策事業債の山の家改修事業分で440万円、一般補助施設整備事業債の情報セキュリティ強化対策事業で1,550万円でございます。

同款、同項、4目土木債で△1,500万円でございます。

1 節道路橋りょう債でございまして、過疎対策事業債の門前橋整備事業で180万円の増額、同じく、道路改良拡幅事業で△1,730万円でございます。

同款、同項、6目消防債で△170万円でございます。

これにつきましては、一般単独事業債の防災拠点の調査耐震補助事業で△490万円、公共事業等債、これにつきましては、庁舎の耐震補強事業分で320万円を増額しておるといところでございます。

以上が歳入でございます。

11ページ、12ページから歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で2,192万2,000円の補正でございます。

1 3 節委託料で1,460万円、これは情報セキュリティ強化対策事業業務の委託料でございます。

1 8 節備品購入で635万7,000円、電算関係のライセンス購入で575万円4,000円、情報セキュリティ対策備品で60万3,000円でございます。

同款、同項、2目企画費で630万6,000円でございます。

1 3 節委託料で108万円、茶源郷マルシェ開設の委託料です。

1 9 節負担金補助及び交付金で450万円、茶源郷まつり補助金が250万円、民間国際交流推進補助金で200万円となっております。

同款、同項、4目活性化対策費で897万5,000円の補正でございます。

これにつきましては、18節備品購入費ということで、山の家厨房等の備品分でございます。

同款、同項、7目財産管理費で5,016万4,000円でございます。

25節積立金でございまして、財政調整基金への積立金が5,000万円、減債基金への積立金が16万4,000円となっております。

次のページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で2,002万7,000円の補正でございます。

主なものにつきましては、19節負担金補助及び交付金で1,860万円、これにつきましては、年金生活者等支援の臨時給付金の事業でございます。

同款、同項、3目老人福祉費で△604万5,000円でございます。

これにつきましては、20節扶助費で老人医療分として620万円の減額となっております。

次のページをお願い申し上げます。

5款農林業費、1項農業費、3目農業振興費で2,306万1,000円でございます。

13節委託料で2,086万円、そのうち農業体験事業委託料で646万円、和東茶を活かした新産業創出事業委託料で1,440万円でございます。

19節負担金補助及び交付金で220万円、青年就農給付金給付事業負担金で150万円、商品開発共同機器購入補助金で70万円となっております。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費で1,050万円の補正でございます。

これにつきましては、13節委託料でございまして、森林活用フィールドアスレチック設置調査委託料で400万円、木材を活かした新産業創出事業委託料で650万円となっております。

次、6款商工費、1項商工費、2目観光費で3,021万円の補正でございます。

これの内訳につきましては、次のページの19節負担金補助及び交付金で2,861万4,000円の補正でございます。七つの地方創生加速化交付金事業分でござい

ます。お茶の京都DMO設立負担金が130万円、農家民宿等広域観光受入体制整備負担金が910万円、農家民宿開設補助金が500万円、地域コンテンツ充実支援補助金が500万円、「お茶の京都」拠点機能充実支援補助金が300万円、地域住民によるおもてなし観光整備事業補助金で450万円、相楽地域インバウンド観光事業負担金で71万4,000円となっております。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で△5,957万8,000円でございます。

主なものは15節工事請負費で△5,430万6,000円でございます。これにつきましては、山口線の拡幅改良と門前橋架替工事分でございます。

次ページ以降に給与費の明細書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算のご説明とさせていただきます。

特別会計につきましては所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、私からは、議案第9号、平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案第9号

平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するこ

とができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、第1表 繰越明許費。

2款施設費、1項、施設費、事業名が水道施設整備事業、金額が1,250万円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、続きまして、私のほうからは、議案第10号、平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案第10号

平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度和東町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,343万1,000円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 1,075 万 6,000 円、△ 124 万 4,000 円、1 億 951 万 2,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 5,497 万 5,000 円、△ 352 万 5,000 円、1 億 5,145 万円。

7 款繰入金、8,003 万 4,000 円、△ 7 万 5,000 円、7,995 万 9,000 円。

9 款繰越金、570 万 1,000 円、214 万 4,000 円、784 万 5,000 円。

歳入合計、補正前の額が 5 億 7,613 万 1,000 円、補正額が △ 270 万円、計が 5 億 7,343 万 1,000 円でございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、765 万 4,000 円、30 万円、795 万 4,000 円。

2 款保険給付費、5 億 4,828 万 4,000 円、△ 300 万円、5 億 4,528 万 4,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の補正前の額が 5 億 7,613 万 1,000 円、補正額が △ 270 万円、計が 5 億 7,343 万 1,000 円でございます。

続きまして、予算に関する説明書 No. 10、平成 27 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

総括については省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額が △ 124 万 4,000 円でございます。

これにつきましては、1 節現年度分特別徴収保険料が △ 71 万円、同じく、2 節現年度分普通徴収保険料が 53 万 4,000 円の減額となっております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額は△ 3 5 2 万 5, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節現年度分が△ 6 4 5 万 5, 0 0 0 円、過年度分で 2 9 3 万円の増となっております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額が△ 7 万 5, 0 0 0 円。

1 節介護給付費繰入金の減でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が 2 1 4 万 4, 0 0 0 円でございます。

1 節前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 3 5 万 9, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金、共同電算改修に係ります負担金でございます。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費で△ 5 万 9, 0 0 0 円で、1 1 節需用費、印刷製本費の減額でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△ 5 0 0 万円でございます。

これにつきましては、現年度分の居宅介護サービス給付費の減額に伴うものでございます。

以降、5 目から 9 目並びに 2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、5 目介護予防福祉用具購入費までにつきましては、支払基金交付金の確定に伴います財源変更でございます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、6 目介護予防住宅改修費、補正額 40 万円でございます。

これにつきましては、19 節負担金補助及び交付金、住宅改修費の増額に伴う補正でございます。

めくっていただきまして、9 ページ、10 ページでございます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、7 目介護予防サービス計画給付費、補正額が 40 万円でございます。

これにつきましても、介護予防サービス計画給付費の負担金の増額に伴うものでございます。

2 款保険給付費、7 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費で補正額が 120 万円でございます。

これにつきましては、19 節負担金補助及び交付金、この制度につきましては、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用されている世帯の負担を軽減する制度の介護保険負担分の増額でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、まず、一般会計の土木費に関連いたしましてお聞きしたいと思うんですけども、いわゆる今、この間ですね、白栖の公民館の近くで残土といいますか、出た土をそこに置いていただいているというのがあるんですけども、その辺の経過だけ、今、説明いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、白栖のアーチカルバートの上に置かせていただいております残土につきましては、簡易水道の木屋の送水管の工事の残土でございます。また現在発注しているんですが、門前橋の右岸側の工事におきまして土が必要ということでございまして、残土の処分費とそれから購入費を含めまして300万円、400万円程度の金額でその分が浮いてくるというんでしょうか、事業費が安くなるということでございまして、地域住民の皆様方にはご迷惑をおかけしておるんですが、もう既に発注はしておりますので、随時そちらのほうから土を門前橋のほうに運搬するというごさいますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる残土の再利用といいますかね、それ自身はいろんな意味でいいことなのかもしれませんけれども、ただ、今、お話がありましたように、その地域周辺の皆さんには、また、そこを通られる車の方には大変危ないんじゃないかという、そういった声もこちらまで届いておりますし、役場のほうにも一定の声も出ているんじゃないかと思うんですね。

私が思いますのは、やっぱりそういった意味で、あれが置かれたときに、今は少し減っておりますけれども、かなり高く盛られていて、見通しが大変悪くなったんですね。ちょうどあそこはカーブになってまして、余計に見えにくいという状況があつて、そこを通られる方から、衝突するんじゃないかとか事故が起こるんじゃないかとか、そういった不安される声はかなり寄せられました。

そこで、お聞きしたいのは、あそこは町有地ということもあつてそういうこともされると思うんですけどもね、ただ、やはり置かれるにしても、もう少しそういった安

全対策といいますかね、通る方にそういうものを喚起するような看板であるとか、また、そういう適切な安全対策がほとんど、全くなかったと思うんですね。やはりあそこにそういうものを置けばどのようなことになるっていうことは十分想定される問題だと思うんですけども、その辺はどのように考えてああいうふうに置かれているんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

採算、岡本議員からは、あの場所についての土の堆積ですか、積み上げにつきましてはご指摘いただいているとおりでございます。確かに、置くことによりまして見通しが悪くなるということがございまして、地元からも若干声はいただいております。確かにカーブ中、今まででしたら見通しができたところが、土を置くことによって見通しが悪くなるということでございますけども、もうすぐ出しますということで、運搬させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私が言ってますのはね、もちろん早くそういった移動をさせていただいてやるということはしてもらった方がいいと思うんですけどね、ただ、やっぱりあそこにそういうふうに置いたらどのような状況になるということがわかると思うんですよ。実際あそこに盛り上げて、さらにその上にまた重機をそのまま置いてですね、しばらくはいたわけですよ。今は下のほうに置いてありますけども、ですから、人から見てあれは大変危険だなというふうに思われるような、実際に3月の初めごろでしたかね、それは置いていたものが落ちたわけじゃありませんけども、事故があつて、重機が倒れ

ることがあったというふうにも聞いておりました、住民の方からそういう情報も伝わってきております。ですから、やはりそういう点では、建設事業課としても十分その辺の認識というのが大変弱いんじゃないかというふうに思うんです。

今回それをどいたとしてね、またなくなって、それで一件落着ということかもしれないけれども、また、いろんな工事があって、その残土をまた使うとなったときに、またあそこに置くということが今後あると思うんですよね、多分見通しとしては。でも、やはり私はあそこに置くべきじゃないと思うんですね、今後は。あそこは何も置いてなくても、前からカーブがあったりとかして大変危険な箇所だということも言われておりますし、それにさらにプラスああいうものを置いてしまったら、今後、事故が起こって取り返しのつかないことになっても困りますし、当日、私も見に行ったときに、多分、あれは和東町カフェから茶畑とかを見学に行かれる方が歩いてはったんですよね、親子連れで。これからいろんな方が地域を回られるという状況もふえてくると思うんですよね。そういうときにそういうものになっていたらですね、やはり何が起こるかわからないという状況がありますので、あそこは町有地かもしれないけども、そういったものは今後置かないようにするというのが大事だと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

お答えいたします。

確かにそのとおりでございます、なかなか用地の確保、その残土を置くところにつきましては難しいところでございますが、ご指摘をいただいたところは十分検討いたしまして、もしよい場所がありましたら、そちらのほうに積み上げるというような形で努力させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今の残土の件で適切じゃないかということでご指摘いただきました。そのとおりだと思います。契約上、そういった残土の仮置き場所については、町が土地を確保するといったことで契約でうたわれておりますので、今後、民地の借り上げといったことも考えられますので、そういったことで適切な場所を選んで残土処理をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、今回、いわゆる地方創生の関係の加速化交付金ということで、数えてみますと15ぐらい事業として交付金が配分されております。これは聞いておきたいんですけども、こういった今回配分されております予算というのは、今回、補正予算でいわゆる新年度とプラス合わせて28年度でこういったことをやっていくということだと思っておりますけども、次年度以降の事業としてはこういった形で予算つく見込みがあるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

草水地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、加速化交付金につきましては、昨年12月18日に閣議決定されて、補正予算として国に設けられた予算でございますので、計画等申請に当たりまして、今回の3月補正になったわけでございます。

今後の計画でございますが、新しい交付金、また28年度は出されるということで、具体的なことはまだ煮詰まってははいないですけども、それは9月ごろまでには、おそらく2分の1の交付率となると思うのですが、出てきます。ただ、その以降につきましては、国のほうの動きの中で和束町のほうも対応させていただかないといけませんので、2年、3年後の見通しというのはまだたっていないという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

例えば、今回、18ページですか、農家民宿等の広域観光受入体制整備負担金であるとか、またその下の農家民宿改善補助金であるとかいうのが計上されています。こういった農家民宿等を今後開設していきたいということだと思っておりますけども、例えば、今年度だけで終わりということじゃなくて、多分、それはずっとしばらく定着していくことも含めて支援していく必要があると思っておりますよね、もしそれを定着させたいということであれば。その辺、今回の910万円と500万円の交付金によってどの程度の開設を見込んでおられるのかいうのを説明もいただきたいのと、今後、次年度以降、こういったものの位置づけをどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

910万円の部分につきましては、広域的な観光を受け入れていくということで、負担金ということで地域力推進協議会のほうの負担金で出させていただいて、現在考えておりますのは、体制を現在、活性化センターのほうで観光の農家民宿を含めた受け入れ窓口をつくっておりますので、そちらのほうへお願いしてやっていくという予算で考えておまして、こちらにつきましては、今回、財源がたまたまといったらあ

れなんですけど、この10分の10で財源がとることができたというものではありませんが、継続して体制をつくっていかないと正直言うと厳しいかなと思っておりまして、何らかの手だてを考えていかないといけないというふうには考えておるところでございます。

あと、農家民宿の部分につきましては、今回500万円、開設補助金ということで、開設に当たりまして農家民宿という営業という形になりますので、開設に当たっては消防の関係で何らかの手だてが必要とかということで、当然、行政の指導が入るといった部分がございますので、そういった部分で経費がかかっていくところを支援させていただきたいと考えておるところでございますが、一方で、現時点10件あたりを想定して今回予算を国のほうにも出したということではあるんですが、現在、20、30要望があってという状況ではございませんので、ちょっとやっけていく中で、来年度もっとやっけていきたいというような動きがあるようでしたら、またちょっと継続も含めて検討をしていきたいというところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる交流人口をふやしていくという目標があらわれて、一定、滞在型のそういった観光ということを多分狙っておられると思うんですよね。山の家というのが一定開設すれば、そこで宿泊客については受け入れていきたいということだと思っんですけども、それだけじゃなくて、いわゆる農家民泊という中で受け入れていきたいと。一定やはりその中でどの程度受け入れるのかという目標も多分持つておられるというふうに思うんですよね。ですから、やはりそういう意味では一時的な取り組みということではなくて、今後、一定継続的な形で取り組まざるという思いがありましたんでちょっとお聞きしたんですけども、そこはまた明らかにしていただきたいというふうに思うんです。

それともう1点、これは前のページですね。これは森林公園の関係だと思うんですけども、いわゆるフィールドアスレチックを設置するための調査を今回するということなんですけども、その辺ちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今回予算でフィールドアスレチックということで400万円の調査委託料を計上させていただきました。場所につきましては湯船の森林公園内におきまして、現在、マウンテンバイク等をやっております。ただ、マウンテンバイクでなしにご家族で子供さんが来られると、そういう方がそこで基礎体力をつくったり、学習の場としてフィールドアスレチックを調査ですけども、そこにできないかということで、今回、その調査費を計上させていただいた次第でございます。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時30分～午前10時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから、一、二点お伺いしたいと思っております。

この前も議会の質問の中でいろいろと質問させていただいたんですけど、橋の点検のことで、中村の二本一の橋、通行どめになっております。それについて、これから農繁期を迎えるにつけて、その橋の通行の利用というものがこれから非常に頻度が高くなっていくということでございまして、それが通行どめになっておって、その進

捗状況がとまった状態になっておって、いまだそのめどが立ってない。

中村の方なんかは、門前のほうに行くのにクルッと一遍回ってこなきゃならない。その作業面での無駄が多いということで、再三何とかしてほしいということでご指摘いただいておりますけれども、これの進捗状況並びに今後こういった過程の中で開通までこぎつけていかれる予定をされているのか、その辺の事業計画等についてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

ただいまのご質問にお答えします。

本日、繰越明許費の中で7款土木費、2項土木橋りょう費で橋りょう保守点検ということで1,300万円繰り越しということで上げさせていただいております。11月から、その二本一橋につきましてはずっと通行どめさせていただいておったんですけども、ようやく設計も上がりまして、本日この予算がご承認いただけましたら、今月中に入札して発注するという方向で今、動いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

具体的に発注されて、工事期間等々のこともあるだろうと思うんですけども、大体めどというのはどれぐらいのことを計画されておられるのか、その点についてもご答弁いただきたいと。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

橋につきましては、橋りょう点検の一環の中でどうして直していくかということでコンサルのほうにも検討させまして、今、言いましたように設計は上がっております。工期も早く上げたいということでございまして、本来なら業者に発注してから部品調達等をさせるんですが、今回につきましては時期もありませんので、内々のほうで品物を決定いたしまして、仕様書によりましてそのものを使うという方向の中で、できるだけ工事を短縮したいという思いでございまして。今月29日か30日ぐらいで入札させていただきまして、4月ごろには契約、その以降に工事になっていくと思うんですが、とりあえずそういうことで、何とか農繁期までには間に合わせたいというふうなこちらのほうも当初から思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、いただきました答えの中で、やはりできるだけという言葉がございましたが、これは農家の方にとってはお茶と田んぼと野菜という形で、非常にこれから、言いましたように、農道の一つのメイン道路が活用されるときになりますので、できるだけ、大体の日にちを明示していただいたら農家の方も安心されると思います。難しいと思うんですけど、その辺のところも含めてひとつお願いしておきたい、このように思っています。

それから、次にもう1点お伺いしたいと思います。

和東茶を活かした新産業の創出事業委託料、これは16ページで1,440万円、補正のほうで上がっております。それで、1日目の議会のときにも、町産品の開発委託料というのが僕も質問させていただいたんですけど、226万8,000円、これはNo.1の36ページに上がっておるわけなんです。これは同じような、町として何らかの商品を開発していきたいというふうなことは重々わかるんですけど、こ

れを委託されて、どういうめどでどういったものを開発して、何を狙っておるのか。
この面だけでは具体的に見えてこないんですけど、どのような方法でどういったもの
を考えておられるのか、その辺の筋道をお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

和東茶を生かした新商品の創出の委託料ということで、今回計上させていただきました。
その内容につきましては、前回ちょっとお話ししたような形の似たようなもの
もあるんですけども、今回につきましては、茶業に継ぐ新たな農産物の栽培の実験と
か、また新商品ということでは、前回もお話ししましたケールと和東茶のブ
レンドの販売の開拓ということ、今まではいろいろ新商品ができていたんですけども、
その販路とか開拓というのはなかなかできてなかったと。ケールを使って漬物等
も今やられております。そういう類の販路も形成していきたいと。

それと、今回またペットボトルとか議員の皆さんもご存じかと思えますけども、ペ
ットボトルをやっていくと。その中で一定のPR、普及活動も必要だという類のもの
を今回計上させていただいたもので、新たな商品というのは、ハーブとかケールを今
のところ使ってやると。

それと、今、ケールにつきましては6農家もやられておると。これをもうちょっと
広げていくと。農家に普及してケールの栽培もやっていただきたいと。

また、ハーブも同様で、そこら辺の普及活動もやっていただきたい思いで、今回、
その予算を計上させていただいた次第でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

お茶の地域ですね、やはり非常に今、厳しい状態が続いておる。これは一つの新聞なんですけれど、静岡県のほうにおきましても、J Aハイナンというところの支店なんですけれども、こちらが茶農家について何らか考えていかなあかん。また、地域において地域ブランド、お茶以外のもので確立して農家を助けていかなあかんというふうなことで、茶畑をレタスに転作をするという方向で取り組まれております。これも行政が入っているんじゃないくて、J Aが一つの媒介としてですね、J Aの方が受注とか、あるいは販路とか、また農家の方、二人三脚において取り組んでおられる。行政はこの中には入ってないんです。だから、行政がやっても、やっているということであって、具体的にどのように進んでいきたいのか、そういうところが筋道が見えないですね。

今、やっていただいているのは、ケールにしたかて、それからハーブですね、町の行政の中で一生懸命やっていただいていることは理解はできるですけども、これについてどれだけ農家のほうがついてくるのか、そういうようなことが、市場調査というんですかね、販路の問題もありますけども、やはりその辺ができてないのかなと思うんですね。

それで、このレタスについても、J A静岡経済連が、ほかの作物に転作した場合は、茶農家に転換面積1反当たり5万円の補助を始めるというふうなことも、これはJ Aのほうで取り組んでおられるんですね。それはJ Aと農家さんのきずなの問題で、やはりいろいろなここでディスカッションなりがあって、方向性がここで定まってくるんだらうと思うんです。だから、今は茶農家の方も、複合経営はやはりどの県も考えていっているんだらうと思うんですね。だから、この辺について行政の方も一生懸命やっていただいているんですけども、やっぱり二人三脚いう意味で、あるいはJ Aさんにもうちちょっと働きかけていただくとか連携をとりながら、やっていただくとかいう形で何とかお願いできないのかなと思うんですけども、その辺のコメントをお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

ケールにつきましては、J Aも一緒になってやっていただいておりますというところがございます。今後、今、言いましたように、ハーブとか、また新たな商品につきましては、今後またJ Aとも十分協議の上、J Aにも協力を願い進めていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それはわかるんですけどね、やはりやりかけたらどういう方向にいつているのかという筋道を示してあげないと、やってますだけでは広がらないです。だから、その物語をつくっていただきたいと思うんです。お願いできますか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

ハーブにつきましては、当然、今、新商品開発とかやっているんですけども、基本的に、ハーブにつきましては一定の観光も兼ねたような形で活性化については取り組んでいただいていると。まだ、完全にそこまではでき上がってないんですけども、今後そういうような形でそういう活用のほうも考えていきたいと。

それから、また先ほど言いましたように、農家でハーブを栽培していただいて、それを製品化して販路を築いていくと。その中で、ハーブというのは一定試行品ですので、なかなか難しいところはあるんですけども、女性の方が意外とハーブについては

関心が強いというデータもございますので、そこら辺も今後進めていき、先ほど言いましたように、JAのほうにもそういう形で一緒に算入していただいて、その販路につきましても相談していきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

一つの予算として委託されて、いろいろと挙げていただいて努力していることは非常に認めさせていただくんですけど、今までの経過を見ていますと、やはりいろんな委託ばかりになってですね、それがどのような形で使われて、どのような形で販路ができておるのか、そういうところがやっぱり一般の方には見えないし、私たちの議会においても、これが予算として上がっているんだけど、結果としてどうなっているのかというようなことが、結果がやっぱり問題になってくると思うんですね。だから、その辺についても、先ほどご答弁いただきましたように、ペットボトルにつきましても、これも何年前でしたか、ペットボトルを商品化していきたいというふうなご答弁いただいておったんですけども、いまだにペットボトルは今おっしゃったように、まだ開発していきたい、またやっていきたいというようなことも出ておりますのでね、だから、期限を定めていうんですかね、やはりある程度のスピード感を持った中での予算というもの、あるいは執行するものを考えていただかないと、何のための予算やと、何年度の予算やということになってしまいますので、その点についてもひとつ真摯に考えていただいた中で執行をお願いしたいと思います。

先ほどおっしゃったように、ペットボトルについてどのような計画になっているのか、副町長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今、岡田議員から手厳しいお言葉をいただいたわけなんですけれども、まず、先ほど課長が答弁しましたように、今、6次産業ということで和東町も取り組んでおります。ほとんどが、ご存じのように、茶につきましては1次産業で終わっております。これを雇用も含めた中で、新しい産業を生み出していきたいということで、先ほど課長も答弁しましたように、ハーブ、またケール、これに和東茶を掛け合わせて、どういった6次産業が出ていけるのかということで、今、試験的にやらせていただいております。

ハーブの一部製品ができましたので、委員会でもご紹介させていただきましたけれども、ハーブといいましても100種類ほどのハーブがございます。今は一部試行ということで反応を見ているわけなんですけれども、このほかにもたくさんハーブがございますので、ハーブにつきましては、この100種類をつくった中で、ほとんどが女性向けですので、どういったものが一番人気が出てくるのかと、そういったことを市場を見込ながら、また、そのハーブを一定軌道に乗りましたら、これを農家の方に提案させていただきまして、栽培していただくと、こういった考えを持っております。

また、ケールも同じでございます。これは精華町と和東町が一部、6農家ですか、協同を組まれましてケールを栽培されております。そこへ和東茶も組み合わせた中で、今後、商品開発をしていくと。これも既に一部商品ができております。そして、販売もされております。今後はやはりそういった商品がきちっとでき上がってきまして、そういった加工場も、もし和東町で設けられたら、そこで雇用も生まれてくるということも考えられます。

ただ、ご存じのように、こういった商品開発をしていく場合はリスクが伴います。これをいきなり農家の方にやっていただくわけにもいきませんので、まず、その受け皿として、先ほども出てましたように、よその市とか都道府県ではJAが強いので、

J Aさんがやっておられるところはたくさんございます。ところが、京都府さんの場合につきましては、なかなか1次産業のほうに力を入れておられますので、この6次産業のほうは力が入っておりませんので、そのかわりと言っては何ですけれども、和東町の活性化センターが和東町のお茶の名前も売るといったことも含めまして、今、取り組まさせていただいております。

あと、ミズナにつきましても、今、平和堂とか山口農園とか、アグリジャパンとか、そういうところに出荷しております。これがきちっと軌道に乗りましたら、今、指示をしているんですけれども、やっぱり農家さんにこれを紹介させていただいて、農家の方にもミズナをつくっていただくと、そういった形で新しい産業を起こした中で、その中で雇用も生まれていくと、こういったことを目指しておりますので、ひとつご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

行政の方も非常にいろいろと模索をされておるといふうなことは理解させていただいて、そのとおりでなといふうに考えております。

私がお願いしたいのは、やはりお茶の農家としての考え方なんですけれども、お茶の価格そのものは低迷してくる。そしたら、同じような面積で何を栽培すればお茶は同等、あるいはそれプラスアルファの種上が得られるんだらうかといふうなことを地域の中での適性な作物、そういったものをやはり模索していく、それはやっぱり知っているのはJ Aさんの経営のほうのノウハウがあると思うんですね。

だから、行政の方で、ハーブがいい、ケールがいいよと、あっちこっちからのいろんな情報をいただいてやっておられる。また、ミズナも同じことですね、やっておられる。しかしながら、それがお茶と対したときに同等か、それ以下の収益しか上がらないんじゃないかといふようなところなんです。だから、魅力がないんです。だから、

ら、こちらのほうのレタス栽培の評価にしたって、お茶の単価の2倍というものの面積で収穫が得られるといふとこなんですね。ここなんですね。これによって農家の方はその魅力があるわけなんです。それを提示されるということの魅力があるんです。

そして、現に7年前にこの方はやられておったんですけど、現在は栽培面積は5.5ヘクタール、年収で約3,000万円という金額が上げられて、実績があるんですね。だから、これだったら農家もついてきますよね。そういうところなんですね。

ただ、取り組んでますということだけでは、やっぱり何事についても説得力というのが生まれてこない。物事を進めて予算をつけてやっていくには、それなりの裏づけ、説得力があるものを商品開発して考えていく必要があるんだらうと、このように思いますので、和東についても、その点はやっぱり十分考慮の中に入れて今後取り組んでいただきたいと、このように考えています。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今ちょっと大儀的な収益の関係をお話ししてましたので、答弁させていただきたいと思います。

ミズナにつきましては、年間、反400万ぐらい上げております。ただ、これはハウス栽培ですので、路地でしたらかなり変わってくると思います。ハウスとかは年間通して収益できますので、路地でやった場合はもっと落ちると思います。

ただ、ケールにつきましては、これは聞いているんですけども、反当たり大体40万ぐらいは上げられるということは聞いております。反で1,000本ぐらいは苗を植えるらしいです。

そういったことで、これはお米でしたら反当たり10万ぐらいだと思いますし、お茶でしたら、反当たり大体60ぐらいだと思っております。そういったことで、比べますと、お茶にまではいかないんですけども、サブとしての収益としてはいけるん

じゃないかと、このように考えております。

あと、ペットボトルなんですけれども、今までプルトップの缶を長いこと使っていたわけなんですけれども、ことしの5月から普通のペットボトル、缶と違って、販売する今、予定をしております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私は、基本的なところで答弁をさせていただきます。

一つには、岡田議員もご理解いただけたらと思いますが、和東町は煎茶の本場で売っております。一にも二にも煎茶の価格を日本で維持して行って、煎茶中心の農業を守っていこうというのが和東町の方針であります。それを維持する、あとはサポート役としてどうしていこうかと。いわゆる6次産業にしたかてサポート役、そういうことになる。

今、静岡の例を挙げますと、静岡は非常にお茶の単価が落ちまして、非常に困って農家が減ってきているのはご存じだと思います。よそのことを言うと悪いんですけども、キロ当たり1,000円の単価で煎茶をつくっております。今、相当苦しんでいるのは、八女以外は非常に厳しい状況にあることは新聞紙上で読んでおられるわけですから、そういうことであります。

今もありましたように、農協等が非常に力を入れていると、こういうことであります。しかし、私たちも農協にお任せするというわけにはいきません。行政として積極的にこういったお茶を守るためにも入っていかなくちゃならない。農協さん、どうかというストレートに話をするのは大事ですけども、和東町のこういう状況を関係業者で、商工会も含め、農協も含め、農家も含め、営農組合も含めながら協議するのが

大事だということで、先ほど古田課長から答弁がありましたように、推進協議会を設けております。活性化も入れながらね。その中でどうしていこうかという中で議論されてきて、やっぱり和東町の中には、精華町でさっきケールという話が出ましたが、あのケールを乾燥させなきゃならん。そしたら、和東町には農業をやめて小さないわゆる面積の持っておられない農家で、今に茶工場を持っておられるところがあるんです。これを有効利用できないかと。ここはもう農業をやめられたんです。そして、その有効利用して、精華町とコラボしながら、そして和東町のお茶の産地であるがゆえの工場を維持する。そして、やっていこうという、そういうコラボをします。だから、販売は農協がやっていますので、そして、いろんなところでストレートでやっているやなしに、母体はそういうことで今やると。これは和東町の大きな特色です。

農協やりなさいね、農協やってくださいよというのは、先ほども副町長から答弁がありましたように、もうご案内のとおり、岡田議員も理事をされておりましたけれども、理事関係、和東町の農協と町との関係というのは、お茶の産地ですから、やっぱりそういうところまでなかなか行けてないところを行政がフォローしていかなきゃいけないです。これが一つです。

もう一つは、やっぱり若い後継者を育てていかなきゃならない。後継者を育てようと思ったら魅力を感じる農業をしていかなきゃならない。その魅力のIターン、Uターンで入ってきてもらえる。その中には、先ほどから出ておりましたように、ハーブ等は非常に女性にもてる内容であります。そして、これをIターンの方とかUターンの方が取り組みたいという。やっぱりそれを支援していくことが大事であろうと思うんです。そして、農業の後継者につなげていく。若い人につなげていく。魅力を感じる農業にしていこうと、こういうことであろうというように思います。そういうことを支援していくことによって、先ほど言いました和東町の1次産業である和東茶の宇治茶の主産地を守ると。法令かなんかをどこかで変えてしまうとか、こんなもんじゃないに、一にも二にも和東のお茶を守るための脇役はつくっていかなくちゃならない主

役を引き渡すという考えはありませんので、日本一の産地を守っていかなきゃならない。そして、その農業を守ることによって和東町の景観を守る。そして、和東町の文化・生活を高める。日本一の茶源郷、生きがいのある地域づくりをする。福祉も当然です。そういう絵の中に今あるということで、だからコア的な話はいろいろありますけども、コアで考えると、どうも使われてしまいますけども、今、申しあげましたように、町行政の方向としてそういう方向に結びついておりますので、ひとつご理解のほうをよろしく願います。

ペットボトルについても、今、うちで活性化で取り組んでやろうとして、もう時期販売に当たる。もう現に住民の方がIターンで取り組んでくれているほうじ茶のペットボトルもあるんです。こうやって一生懸命頑張ってくれている人を支えていくというのが行政の役割であろうと思いますので、そういう大きい目で一つは育てていく、そういう面をご理解をよろしく願います。

そういうことをやりながら和東茶の地域づくりを活性化する。そして、和東茶のブランドを高める、こういうことであると思いますので、コア的な考えも大事やけども、総合的な考え方にも立っていただいて、和東町の農業振興、これを一緒に考えていけたらなと思っておりますので、ひとつご理解のほうをよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、町長がコメントいただきましたことは私も重々わかっております。また、理解もさせていただいております。

伝統ある茶畑を観光資源に持っていったり、あるいはまた担い手を育てていく、これと一つの中心路線としてしっかりと守っていく路線の延長線にあると。そしてまた、和東はそれによって永続的なふるさとというものが継続されるんであろうと、このように考えております。

しかし、今、コア的なこととおっしゃっていましたが、やはりこういったいろんな予算をつけて農家をサポートしていこうという施策の中では、こういったスピード感というものが物すごく私、必要だと思うんです。だから、いつまでもただららという失礼な言い方になりますけども、毎年毎年同じような予算をつけて、そして同じようなことをやっていく。しかし、その中では光った「これだ」というものを早くみつけていただいて、それとお茶というものをコラボしながら町を盛り上げていくと、これが一つの姿勢であろうと思います。それは基本的な勢であると思いますので、あえて質問させていただきましたので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、少し質問をさせていただきます。

先ほども出ておりましたが、今回の27年度の補正予算、国の加速化交付金によりまして、たくさんの金額をいただくことができました。本当にこれはわずかな期間の中でこれだけ16分野にわたっての予算全て6,700万円余りをかち取ることができたということは、本当は私は大変評価をするところでございます。危機に及んでおりますのは各自治体にもよりまして、一つは通ったけれども、こちらはだめだったとか、いろんなそういうケースがございます。そういった中で、これだけ全てが通ったということは、私は、本当に職員の体制によります効果であるなというふうに思っております。そのところを28年度におきましてまた継続をしていただく、そういう予算をまた検討していただく、ここが大事かと思っております。

今回は、当然、繰越明許費という形の中で事業を展開していただく、こういうことになっておりますので、しっかりと取り組んでいただきたい。

また、観光につきましても、本当にいよいよ和東町も観光に向けて本格的に取り組んでいくときが来たんだなという、そういう思いでおります。

そこで、質問をさせていただきたいんですが、事項別明細書の18ページにございます「お茶の京都」DMO設立負担金というのがございます。これは130万円計上していただいております。このDMOというこの設立につきまして、これは官公庁が出しております日本版DMOということであろうかと思いますが京都府におきましても非常にウエートを占めております。京都府によるたくさんの支援も検討されております。

そういった中で、和東町にとってこのDMOが今後どういうふうにご利用されていくのかというところ辺を少し答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

はい、お答えいたします。

日本版DMOということで官公庁のほうで地方創生の中で、特に地域を活性化させていく中の交流人口の増加、そこに伴う部分での観光の活用ということで、インバウンド事業の取り込みということが視点でもともと挙げられておる組織でございます。

こちらの組織のほうですね、まだ京都府のほうからも今からという話で、内容の詳しいところはこれから詰めていきたいと思いますというような話では聞いておるところではございますけれども、山城の地域全体で市町村へ各負担を出しながらということで、組織化を図っていくという方向はお聞きしております、昨年度から進めておりますお茶の京都という部分と連動して行って、観光によるいわゆる地域需要の創出というところが狙いとなっております。そのため、今回、他の予算でも、例えば地域コンテンツの充実ということで、いわゆる和東に来たときのお土産、特産品みたいなのを民間でつくっていただけないかというような部分ですとか、先ほどご質問いただきましたが、農家民宿を含めた、いわゆる滞在型の観光、着地型・滞在型というのが推進していく必要があるのかな。

もう一つ言いますと、お茶の京都の中でやはり和東町もメインのところに入ってくるというふうにも実際感じておりますので、そういった部分できっちりと受け入れをしていけるような形にしながら、そういった広域キャンペーンとかでうまく和東を宣伝してもらって、来ていただいた方をしっかりと、また和東いいねというふうに言っていただけるような形で持っていったらなというふうにも考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

観光による地方創生といいますか、本当にこれは内容が深いと思っております。全ての商工にかかわる、また交通事業、また行政、それから宿泊、農林、それから飲食、そういうことが全て含まれてこういうDMOであるというふうにも、そこで一番大事なのは、住民参加ということであるというふうにも思っております。

そこで、和東町におきましては2年前ぐらいからですね、本当に春4月、5月、6月ごろにはたくさんの観光の方が来てくださいます。そこで、やはり受け入れ体制というか、その整備ということは非常に大事なことであるというふうにも思っております。

観光も25万人という目標の中で、これまで7万5,000人余りの方が和東町に交流人口として受け入れております。消費額は1人当たり1,360円という、そういう低い数字の結果でございますが、これを受けまして今年度どういう目標で、大体この1年間かけてこれぐらいは来てほしいな、消費額はこれぐらいまで持っていきたいなというような、そういう担当課としての目標ですね、それが大事ではないかというふうにも思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

27年の観光の受け入れの部分の統計がまだ集計できていないというのがあります。

て、26年より伸びているという状況は確実な状態であるというところまでは把握しておるんですけれども、言っているように、まずは人がふえるという部分も大事だと考えておるんですけれども、いわゆる和東を来て何か物を買って帰っていただくような形というところであったり、あるいはこちらでおいしいねと言って物を食べていただくというようなところがうまくつながっていくというのが大事だと考えておりますので、今でしたら和東茶カフェも大分商品がふえてきて、実際にそういったスイーツみたいなのをその場で食べて帰っていただく、それだけでも伸びていきますし、また近くにありますほかのカフェとか、食事どころで食べていただく、それも大いに結構かと思うんですけれども、そういった部分をこういった形で和東に来て、和東ならではのものがよかったと言っているのかというのが大切かなと感じておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

26年度の数字を先ほどは申し上げましたが、27年度につきましては、伸びていることは確かである、それは実感いたします。しかし、やはりこの25万人というのを焦点に置きますと、逆算するとどういう形になるのかというような検討もしていただきたいと思えますし、今後の課題としてそれはお願いをしておきたいと思えます。

次にですが、今回、府の予算で、補正予算ですが、宇治茶街道ということで香り街道、それから和東茶カフェの案内標識を出しました。これは私たちにとりましても本当にどこに和東茶カフェがあるんやろなという思いで来ていただいた方に対しても非常にわかりやすく、本当にありがたいことだなと、うれしいことだなというふうに受けとめております。

先ほど課長の答弁にもございましたが、やはり和東に来ていただいて、ここへ行ったら景観に行けますよという、そういうような小さな看板、分岐点、右・左、それか

ら駐車場はここというような、これは住民の方からもお聞きをしている声なんです。ここまで来たときに右に行ったらいいのか、左に行ったらいいのか、和東の山と畑と道路標識が非常にわかりにくいという中で、小さいのでいいですから、こちらを右に行くと景観に行けますよとか、そういうようなおもてなしの心、やさしい心、それが観光の方にも伝わるといふふうに思っております。これは住民の方の声でもありますので、ぜひ、その辺も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

27年度補正予算のほうで観光の看板ということで、今回、いわゆる和東茶カフェのエリアから石寺方面、和東高橋のバス停のすぐ横のカーブミラーのところに看板もつけたんですけれども、そのあたりで、いわゆる和東高橋からカフェまでというところにつきましては、今回対応させていただいたところです。

ほかの地域に観光客がどういった形で入っていただくのかというところ、導入路を含めてまだ検討ができておりませんので、そういったところを皆さんと考えながら、必要などころに入れていきたいなと考えております。

あと、トレールマップということで、観光客の方にお配りしておるんですけれども、そちらの部分につきましては、どこまでわかるかというのがありますが、トレールの案内看板というのはつるさせていただいておるといふような形で現在のところは対応させていただいておりますので、まだ充実等、皆さんのご意見をいただいてしていきたいなというところでございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

あとはもう少し大事な点は、駐車場の問題であると思っております。非常にこれだ

けこの春の新芽が伸びるときに、やはりPRはたくさんしておりますので、ぜひ和東町に行ってみたいという方もたくさんおいでになると思います。そういったときに、せっかく来たけども、駐車場がない。適切なところに置けないというような問題もございいます。この点についてはどのような見解を持っておられるのか、お聞きいたします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

その点につきましては、私のほうも課題だと感じております。今後どういったところに協力していただけるのか、実際に原山でも、どこへ置くのかという問題もありますし、和東茶カフェにおいても、最近、車がいっぱいという問題も実際発生しておりますので、何らかの形で手だてできないかということは検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

これは本当に一つの課だけではなかなかいかない問題でも思っておりますので、町長、ひとつこの辺はいかがですか。どのような構想があるのか、これも喫緊の課題であると思っておりますので、お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

竹内議員の先ほどからのご質問ですが、まず和東町が今、25万人を達成しようと思ったら、やっぱりその受け皿の基盤整備というのが非常に大事だと。なかなか1

人当たりの消費額というのは上がらないわけですね。だから、そういうものが和東町だけやなしに関係機関とこれから詰めていく、高めていくとさっき答弁がありましたけども、やっていかなきゃならない。

それとあわせて、今、ご質問がありますように、私どもそれは課題として今も課長も答えてましたけども、大きな問題だと思っております。だから、喫緊の課題で、柔軟性を持って対応しなきゃならんということですから、そういう意味で私どもも基金も抱えておりますが、それも含めながら適当な場所、こういうものを早急に確保できればそういうことを含めながら対応していく。時期も必要かと思いますが、お許しいただけるなら、基金対応も含めながら柔軟に今後対応していく。まずは確保できるかが問題だと思っておりますので、そういうときに時期を逸さない、手段を取り入れながら柔軟に考えていくと、こういう方向でこれから進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

もう1点ですが、非常に大事な問題、トイレの問題です。今回12月補正予算でも上げていただきましたように、原山、また天満宮、その辺は解消される。今のところ、本当にほかの議員の皆さんも、「トイレ」「トイレ」と観光プラストイレというようなことで質問してまいりましたが、湯船のバイオマストイレもできました。それから、縁側カフェもできました。そういうところでの利用というのは本当に住民の協力があったことであるというふうに思っております。

それで、今後もう少しやはり拡充していく必要があると思うんです。本当にこのゴールデンウィークのときの大変な様子というのは、職員の皆さんは、担当の方は知っておられると思いますが、どこの方かな、どこの国からいらっしゃっているのかなというわからないぐらいの方がたくさんおみえになります。そういったときにトイレの

利活用というのは、非常にこれは大きな問題であると思っております。まだまだこれでいいというわけでも、整備されたというわけでもございませんので、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

どういう形で今後ふやしていくかという問題ではありますので、言っていただいているように、地域の方のご協力、ご理解があって、ふやしていけたらなというところもございます。

縁側カフェの部分につきましては、今回補正予算を計上も上げさせていただいているんですけども、できましたら、今、四つ既に登録していただいております、一つは今度4月から桶力さんということで、中のほうにも1個つくっていただいとことにはなっていますが、またあと二つ、三つはふやしていきたいということで今回の予算では考えさせていただいております。ぜひ、そういったことで協力していただけるような情報等ありましたら、また対応させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

農村振興課長にお尋ねするんですが、和東茶カフェのトイレは和式一つ、洋式一つと二つしかございません。観光のシーズンには本当に女性の方は並ぶような利用の状況でございます。今後におきましてですね、去年もそうでした。だから、ことしの春は非常にそういう場面が想定できるのではないかというふうに思うんです。ことしはもうすぐには間に合わなくてもですね、今後の検討というのは必要だと思うんです。その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

私も、去年たくさんの方が来られて、トイレで並ばれるのを見たことがあります。当然、男性の方についてはいいんですけど、特に女性の方のトイレが、今、竹内議員がいましたように二つしかない。その中で、今後、カフェも、グリンティなんですけども、どうしても、今現在、観光の拠点となっております。どうしてもそちらにたくさん来られるということで、上に行けば和東テラスのほうにもあるんですけども、やっぱり距離もありますので、今後、グリンティ和東ですけども、そちらのほうも駐車場とかいろいろ問題がありますけども、そこら辺も一緒に考えていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

それでは、あと1点だけ質問させていただきたいと思います。

午前中も観光のことについて質問させていただきました。その観光にかかわることですが、和東町に来ていただいて、やはりそれをもう少ししっかりと受けとめて生かしていくという中で、Wi-Fi、無線LANというのがございます。その活用につきまして、現在ではどのような活用ができているのか、現時点でのことを少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

W i F iにつきましては、無料W i F iになるかと思うんですが、観光用の無料W i F iという形で町のほうで整備はしておりません。そういう状況ではあるんですけども、ちょっと私が見させていただいている範囲なんで恐縮なんですけど、主要ないわゆるお客さんが来られるような店舗というのは独自の対策のような形で、割合フリーW i F i使えますということで掲示して、実際に使っていただけるような状況をつくっておられるというような状況であると認識しております。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

今現在は独自というようなことですが、せっきやくこの和束町に光が入って、そして今後においてW i F iを活用して、そして観光の方にも使っていただく、それがまたその場所によってそれを使って世界に向けて情報発信をしていく。これはやはり二重のサービスにもなりますし、町のことにとっても非常に有利なふうになると思います。これを今後、大きな組織体制ではなくて、この光を活用した中で、町行政としてどういうふうなことができるのかなというふうな思いがありまして、ぜひそこも進めていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

W i F iにつきましては、いわゆる光ボックスもそうかと思うんですが、契約に基づく管理料的なものも必要となってくるという意味では、ランニングコスト、そこをどう考えていくかという問題はございますので、観光用のW i F iの整備については

一定進めていきたいなと考えておるんですが、どういうふうに進めていくかについては、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

これはぜひ検討していただく価値があるというふうに思いますので、今、若い人たちはスマートフォンを持ちながらずっと観光に歩かれる。また、いろんなものを情報発信していかれるというのが常でございますので、そこも活用するということで、町長、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ちょうど和東町と伊根町とかがまちづくり協定を結んでおります。伊根町も京都府下でも最後に光ケーブルが入ってない。それによって解消しました。

それで、伊根町は何を目指して光ケーブルを入れたかという、N T T の協定内容なんです。今、お尋ねがあるようにW i F i なんです。これを使って今やられます。和東町の場合は光ボックスを使って光ケーブルを入れました。いずれもN T T と協定を結んでおりますし、向こうもN T T と協定を結ばれておる。伊根町と和東町で協定を結んでおると。だから、まさに光ボックスはうちのほうで充実、いろんな広めていく役割がありますし、W i F i のほうはN T T と伊根町で内容充実を図っていこうとされています。それを合わせてお互いにいいところを今後に進んでいるわけですから、そういう意味では、今、あるように、将来どのようにしていったらいいのかなというのは、この協定、まちづくりの中でも進められると思います。

ただ、この大きい施設とか、そういったものは総務課あたりが今、検討はしている

わけなんです、全部ということになれば、光ボックスとW i F i 持ってくると。さっきのランニングコストになるわけです。だから、これは自由なところにお任せしながら、どこまでいけるのかというところはあるんですが、いずれにしても、観光客が行ったところ、行ったところへできるといういろんな利点、伊根町もそれを発信されると思いますので、その辺の状況も見定めながら今後進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

今、町長から伊根町の答弁をいただきましたので、これは先日3月19日付の京都新聞ですが、伊根町の光サービスが町の未来を変えるということで出ておりました。私もこれを読ませていただきますと、非常に大きなことを考えていらっしゃる、関西空港に着いた途端にそちらからずつつなげることができる。そして、伊根町丸ごとW i F i というのを活用して、これは非常に大きな施策でありますし、ランニングコストもかなりかかるのではないかというふうに思いました。

しかし、和束町ではこういうことが本当にコストをかけていいものかどうかということもございしますので、十分検討していただいて、そして我が町にとってはこれがいいというようなものを今後検討していただけたらいいかなというふうに思いますので、これはよろしく願いいたします。

それから、最後にですが、今現在、雇用促進協議会におきましてたくさんの講座を開催していただいております。その中にはインバウンド観光、それから民宿、空き家の活用、これが非常にプロの先生が来ていただいて講義をされておきまして、非常に勉強になります。私も一回参加させていただいたんですが、空き家を利活用するには、やはりこういう制度が必要やとか、そういったこともかなり掘り下げて勉強させていただけますので、ぜひこれは行政の皆さんにもご出席をしていただきたいというふう

に思います。もったいないと思いますので、その辺、農村振興課長、もっとPRして
いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、竹内議員からお話があったように、いろいろインバウンド、空き家、またビジネスと、きのうはビジネスで、きょう、あすぐらいでインバウンドですかね。特にこの3月はよくセミナーをやられております。

今、言いましたように、チラシ等は配布しているんですけども、今後、職員なりもぜひ参加するよという事で、私のほうからも声をかけたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私、幾つかお願いしたいんですけども、先ほどいわゆるアスレチックの関係で質問をさせていただいたんですけども、そこでそもそものお話をさせてもらいますけども、いろいろ森林公園の活用という点では大学生のいろんな知恵とかも含めて、この間、マウンテンバイクとかも整備されたりはしているんですけども、今回こういうアスレチックを整備検討してはどうかというのは、なぜそういうふうにしようと思われたのかというのをちょっと聞いておきたいと思うんです。

私は別に、いわゆる和東の中には町内の方がまとまって遊べるような場所は余りありませんし、そういう点ではそういうことがあってもいいとは思いますが、ただ、やはりそういったことも森林公園をどういうふうに生かしていくのかという全体像の

中でアスレチックみたいなことがちゃんと位置づけられていくのはわかるんですけども、いろんなものをとにかく投げ込んでいくみたいになってしまうと、後々いろんな意味で矛盾も出てきますので、今回のアスレチックを誘致するというか整備しようということで検討されるようになった、その辺ちょっと経過だけ説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほどお話ししましたように、湯船の森林公園ということで、現在、森林公園の中にはマウンテンバイク、また遊歩道等も整備されております。その中で湯船の森林公園をいかに活用していくかと。また、マウンテンバイク等でも家族でよく来られております。その中で、子供さんとか関係者が森林を活用するというので、フィールドアスレチックというのも他府県でもよくやられている。最近そういう森林に対しての活用というのが進んでおります。その中で和東においても湯船の森林公園を一括してそういう施設を設けて、先ほど言いましたように、今後ご家族で来ていただいて、また子供さんにも体力づくりや学習の場として、そのフィールドを活用していただきたいということで、今回は事前の調査ですけども、実際にどれだけのものができるかというのはなかなかわかりませんので、そこら辺の議論を委託して次につなげていきたいと考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

例えば、仮にどんな規模になるのかというのがありますよね、どの程度のそういう設備をするのかとか。一定、私も子供がまだ小さいころにかなりそういうところに行ったことはよくあるんですけども、本当に本格的なと云ったら変ですけど、かなり広

大な中でいろんなコースをつくってされている場合もありますし、そんなに規模は大きくないけれども、小規模な形でやっているところもあります。ですから、あの森林公園をどのような規模のものをつくろうとされているのかということもそうですし、それと、もし整備した場合、やはり良好な形で維持していかなだめですよ。

先ほど学習の場と言われましたけどね、単純に置いておけばみんな学習するのかということじゃなくて、やはり本当にそういう場として活用する上では、やはりインストラクターというか、そういった方も一定配置していかないと、なかなか狙いどおりにそういうものが運用されていかないとということがこともあります。ですから、そういう点ではやはり人の配置も、もしやるのであればですけどね、配置も考えていかなくちゃいけないし、そういう意味では、いろんなことを考えていかなくちゃいけないと思うんですね。その辺も含めてどのようにお考えなのか、その辺もう一つお聞きしたい。

それから、前にも言いましたけども、いずれにしてもマウンテンバイクとか今やられています。もしもそういうものができるということになれば、またそういうこともできるんですけども、やはり安全対策という点で、森林公園だけじゃなくて運動公園とかも含めて、いざというときにAEDとかの設置を云々という話をしたことがあったんです。その後、その辺についてはどのように整備されているのかどうかですね、わかりましたら、それも含めて報告いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、岡本議員がお話しあったように、当然、そういうアスレチックについては専門のやられている方が一定そこに入ってください、また、湯船森林公園の中でそういう後継者もおられ、また雇用にもつながるということで、当然、最初につきましては、

そういう方に入っていただくということも考えております。

それと、当然、森林公園の中でマウンテンも一緒なんですけども、不注意でけがをしたり、いろいろなことが起ころうかと思えます。そういう方面につきましても、今後十分に対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ですから、やはりそういうアスレチック一つとっても簡単ではないというように思われますね。ですから、そこは本当によく検討もいただいて、地域の方がやはり親しむようなことじゃないと無駄な施設になってしまうということもありますので、そこはぜひ考えていただきたいと思えますのと、それからAEDとかについては、多分、これは1年前に言っていると思うんですね。やはり実際に今、マウンテンバイクもずっとやられてきてますし、また運動公園等にもずっとこれ使っておられるわけですので、そういったことはやはり遅滞なくやられたほうが、本当に何かあったときにそういう備えもないのかとなってくるのか、やはりいろんなイメージも含めて支障も来てきますので、そこはぜひ迅速にやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

それと、もう一つ、これもちょっと前にもあったんですが、いわゆるマウンテンバイクのこともあるんですが、自転車で来られる方も大変和束は多いと思うんですね。特に最近、大きくやるようになったと思えます。そういうのを見受けられて、住民の方から、これは結構多くの方が言われるんですけども、こういう声も出ております。これは毎回私も聞いている話ですけども、いわゆる府道5号線沿いか川沿いに自転車専用道路をつくるであるとか、せめて路側帯というか、そういうものをしっかりと幅を広げる、また明記するなどできないだろうか。

というのは、やはり競輪選手みたいなというんですかね、結構本格的な様相でもっ

て来られる方が多いんですけども、そうして乗っている団体の方とかよく走っていますけども、大変5号線はカーブも多いし、無理やり追い越していくというのは危険な場合もよく見かけると。そのうち接触事故とか、最悪、死亡事故とかが起こりそうな気がして心配だという声が聞かれるんですね。来ていただくのは大変ありがたいというように思いますし、和東の地域が、そういうサイクリングとかツーリングのコースとして認知されていることそのものは大変うれしいことだと思うんですけども、ただやはり大変危険な面もあります、こういった部分での道路のこれは府道にかかわることですけども、安全対策も含めた整備が今後必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その辺、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員がご質問ありましたように、最近、府道を自転車で通られる方が非常にふえてきて、住民の方も心配されているということは私も承知しているところであります。それなりに協会を通じて一定のグループで今のところ走ってもらうと。一番後ろにベテランがついておられると。一定のルールづくりの中で走ってもらうということに努めてもらうようには要請をかけているところであります。

しかし、今、岡本議員も言われたように、いいことでもありますので、一方では、そういうことは来てもらえるような道路状況を整備していかなきゃならないだろうと。

一つには、最近、精華町のほうでは、サイクリングですね、それが今やられてきており、京田辺、そして和東町はマウンテンバイクをやっている。これとあわせて、今、山城地域で、これはまだ発表されないと思いますが、近く京都府のほうで新年度予算で発表されるかなと思いますが、早く私のほうで申し上げるのはいかがなものかと思いますが、方向としては要望をかけておりますので、道路を今、言われたように安全にしてほしいと。そういう中で、折中案じゃないですけども、山城のほ

うでは、いわゆるサイクリングというのは余りにもストレート過ぎますから、茶の「チャイクリングロード」をある程度の指定して、そして、そこを一定整備を入れていこうかと。これは長期にかかるとは思いますが、そういうことの考えも示していただけるのかなど。これは第一歩としております。

こういうことで、自転車に今後整備を入れていただくという方向性につながるから、一遍に完璧なものじゃないですけども、そして今、岡本議員が言われるように危ないねと、何とかしなきゃならんという、京都府のほうも一定関心を持っていただけると、こういうことが大事だろうというように思っております。

それと、先ほどの話がありますように、これも基本的なことを私、お答えさせていただきます。

私、ちょうど京都府のスポーツ対策推進審議会の役割を市町村から出ささせていただきますして、きのうもオリンピックの養成されるスポーツの方とか、その中でお話し合いをさせていただいておったんですが、一つにはそのアスリートを養成する。これはオリンピックも近づいてきていますから、そういうアスリートの養成とか、そういった問題は非常に重要なことなんですけど、もう一つ私は、まちづくりで行政から出ているものですから、やっぱりまちづくり、そして観光、そして地域の活性化、この辺で何かスポーツが役割というものが大事だと。

さっきのウォーキングもそうです。先ほど湯船のそういうアスレチック的な問題もそうです。そういうことをもう少し高めながら、そして住民の福祉増進、健康の増進につなげないだろうか。もう少しウォーキング等にも、今、地域力でやってもらっておりますが、コースを設定して、緑線コースやないですが、そしてその辺のところをクリアすると一定の何かするとか、いろんなことを今、検討してもらっております。その一つの講座として、全部コースを行くと一定終了するとか、そうしながら今、検討するように私も指示をしているところなんですけど、そういうことで住民にも親しんでもらえる、そういうことが大事だろうと思っております。そのためには、やっぱり

アピールするのは、岡本議員が言われたように、安心安全というのを気をつけていかなきゃならん。あわせて、今後、そういう拠点、いわゆる住民にもみんなに親しんでもらえる。そして、それが地域づくりにつながる、健康につながる、そういう方向を和束町の立地条件を生かしながらこれからも進めてまいりたいと。

たまたま湯船はマウンテンバイクが先行してスタートいたしました。これもオリンピックに向けてターゲットを設けるということもないんですけども、京都府のスポーツ対策施策の中にもマスターズというんですか、こういう大会等も入れていく、こういうこととあわせて公認をとれるような認定を今後進めてまいります。こういうことで一つの拠点にして、これが湯船の過疎・辺地の地域計画にもものせていく。

これからの課題は、これも今、指示しているところなんですけど、湯船区の住民といかにその辺のところの運営体をつくれないうかということと今、頑張ってもらっているところなんです。今後そういう方向で進めてまいりたい、このように思っておりますので、この辺は和束町のまちづくりの一つの特徴にして進めてまいりたい。そして、積極的にそういった補助金、交付金をとれるように努力していきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、いろんな方が町を訪れる機会がふえてくるということは、それはそれでありがたい話ですけども、一方で、まだやはりそれを受けとめるだけのいろんな意味での整備もされていないと。また、住民の方の受けとめもさまざまあるという中ではトラブルもいろいろ出てくると思うんですね。ですから、そういう意味で、最低限のいろんな設備であるとか、そういったものは行政としてしっかり目を配ってやっていただきたいと思っておりますので、そこはぜひよろしく願いしたいと思っております。

それと、最後に、今回の補正予算を拝見させてもらって、これは当初予算と連動す

るものだということですから、当初予算とも重なる面もあるんですけれども、予算委員会でも指摘をいたしましたけれども、確かに今回、地方創生関係であるとか、そういう意味での予算というのは、行政のほうのいろんな意味での努力もあったとは思いますが、さまざま予算は配分されているという面があります。

しかし、一方で、やはり日常の住民の方の生活という部分での予算配分というのは、ほとんど変わってないというか、国の施策の関係もありますけれども、逆に、縮んでいくような状況があります。

今回、12ページの財産管理費で財政調整基金が5,000万円積み立てられたわけですけれども、これは前から言っていますように、そういったものを全てだめだというわけじゃなくて、一定そういうことも必要でしょうけれども、ただ、さまざまなそういう財源がいつまで続くかは別にしても、ついていく中で、一定、やはり一般財源を出していかなくても済むような場面もこの間、多いと思うんです。その点、やはりこの間いろいろ住民の皆さんに我慢いただいたというか、以前に財政難を理由に縮小したりとか切ってきたりとかいったことも、またさらなる充実も含めてやっていく必要が出てきていると思うんですよね。

例えば、今回、項目としては学童保育の予算が補正になっておりますけれども、前から言っていますように、例えば学童保育料のさらなる引き下げといった面でいえば100万円もかからないと思うんですよね。今回5,000万円を積み立てるとすれば、27年度の予算の中でも十分予算措置できたことではないか、また、ほかの部分でも十分対応できたことではないかというふうに思わざるを得ない部分がございます。その辺、町長としてどのようにお考えなのか、やはりこういったところにもしっかりと目を配って、確実に充実させていくということも必要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

今、岡本議員もご質問ありましたように、この平成28年度の予算と平成27年度の補正予算と合わせて、実質、創生事業はスタートいたしました。これは先ほども言っていたように、27年度にほとんど10割ということで、国に皆、それに頼っている。そういう中で、今、和東町で抱えていた問題をそれにのせていこうと。それと、次、将来につながるものということで非常に苦勞して入れてくれました。

そして、目新しいというのは、今までの財源確保もしながら、そしてそれを入れて、そしていろいろと職員間で皆それぞれ課の中で議論しながら立ち上げてもらって、それを上げて、全部今回は該当になったと、こういうことで、今、質問にも、職員が頑張っていたと。非常に私もそのことを聞いてありがたかったなど。

本当に苦勞してとりました。これをとってきている、この間の創生戦略もそうなんですけども、これは宣伝じゃないですけども、府下4町村しかやってなかったと。その辺の中で和東町が入ってきて頑張っているというところをひとつよろしくお願いたいと思います。

ただ、今、基金の話がありました。これはまさに調整基金であります。いわゆる1年度1年度単年度で見ていく予算というのは、和東町はなかなか難しいわけですから、長期に見てどう進めていくかと。

和東町は今、言うように、公債比率管理というのか、そういった管理もやっておりますし、将来の負担率という問題も頭に入れながらやっております。そういう意味では、ことしが残ったとか、ことしが赤だとか、こういうことはできません。平年で財政安定を図っていかなきゃならない。そのためにも一定調整基金は積むことが、いわゆる健全財政を維持しているという意味では非常にアピールをすることにもなりますし、また実質そのことが必要であります。財政調整基金を積むことによって和東町の安定した事業の取り組みが今、進んでいるわけでありまして。その点をひとつご理解い

ただきたいというように思っております。

それと、もう一つですが、確かに今までにいろいろと住民のご苦勞をいただきました。財政再建で一番やらなきゃならんときに、老人の皆さんの手当ですか、老人クラブのときですか、一番弱いところでご協力をいただきました。これだけ弱いところに協力いただくんですから、ほかの人には協力はいただかないとなかなかいかないということで、本当に弱いところから手をつけさせていただいた経緯があります。そういうおかげで今、健全財政というんですか、非常に職員等のみんなの一致、皆さん議員の協力もいただきながら、住民の協力もいただきながら今日があるわけであります。

そういうことを絡めますと、そのときの背景にいろいろ経験したものがああります。岡本議員とも議論をさせてもろたことがあります。これは一定もらうほうが大事だね。これは意識で、無料というよりもこれは負担が大事。これはうちのほうでもう少し軽減を図ることが大事だねと、こういうことがあると思いますので、今それぞれの課が抱えておりますが、そういった中で議論しながら、岡本議員が言われるように、これはやっぱりやっていかなあかんね、これはやっぱり続けなきゃ、これはどうかねという、こういう見直しは一定やっていく必要があると思います。

固定観念にこだわらず、今、言われた意見を大事にしながら、それぞれの課で皆、抱えておりますので、そういう中で一つ一つ議論していく科目だと思っておりますので、一つで全部もとに戻しますという内容ではないというように思っておりますので、その点、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

大事だと思っておりますのはね、今回、地方創生のいろんな財源はついております。それはそれなりに一つ一つ意味があるんだろうと思っておりますけどもね、ただ、やはりこれをやることで住民生活に返ってくる、住民生活を豊かにしていく方向に返ってくるとい

うことはやっぱり大事だと思うんですよね。それとかけ離れたところ、何か違うところでやってますみたいな、お金かけてるけどもみたいなことになると、実際として住民のためにならないということになってまいります。

ですから、やはりそういう意味での取り組みをしっかりとやっていただきたいのと、それから先日、笠置町のほうで新しい町長さんが誕生されました。その方もいろいろほかにも支障がありますけども、中でもいわゆる教育費関係の無料化をやっていこうということを公約にされて、それをやっていきたいということで当選をされました。今、戦われている南山城でもそういった議論が行われております。

ですから、そういう意味で、和東としてもそれにおくれずに目を向けていただきたいと思えますし、やはり若い方の移住とかいうことで、それを促進したいと。空き家も活用してそこに住んでいただきたいということは、私もそれはそのとおりだと思います。ただ、やはり移住されることがゴールじゃないんですよね。移住された後の生活をやっていけへんとね、やっぱりここでは住めないなということになって、また出ていかれるということにしかならないと思うんですよね。ですから、やはり移住を促進しながら、その方が安心して暮らしていけるようなまちづくりも、一方で強めていかないと、なかなか人口というのはふえていかないし、定住も進んでいかないと思いますので、そういう意味でも、先ほど言いましたような暮らしに目を向けた予算配分を、今後、補正も含めて検討いただきたいと思えますので、その辺は要望しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正君。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、私から1点だけまた質問させていただきたいと思えます。

空き家対策についてお伺いしたいと思うんですけれど、先般、空き家対策について

は調査が終わったというふうなことで、使えるものと使えないものと振り分けたという説明をいただきました。

そこで、これからのことで心配というんですかね、私なりに思うことがあるんですけども、空き家になっている方の相続、これはもう全て相続人は確認できていますか。この点についてお伺いしたい。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

その土地の持ち主や相続関係については、まだ調査等はやっておりません。今後、空き家を活用するためには、当然、相続関係も必要になってこようと思っています。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

やはり町の今後負担になってくるだろうと思うんですけれど、相続をしておかないと、亡くなられてそれから相続を本来はされるわけですね。しかしながら、固定資産税とか、あるいは借金関係、債務関係等々多い場合に、相続される方は相続放棄をされると思うんです。相続放棄された場合は、亡くなってから3カ月の間に相続放棄はしなきゃならないんですけれども、そうなってくると、空き家そのものが今度は町が代執行で、危険になったときには処分せんならんと、壊していかんならんという問題が今後、空き家がふえるに従って問題として起こってくるだろうと、このように心配するわけなんですけれど、やはり空き家について相続がされているのかされてへんのか、このベースデータをつくっておかないと大変だなと思うんですけれどね、その辺について今後の考え方、取り組み方について答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

空き家ですので、当然それをほっとくと古くなって危険な状態になってくると。今、岡田議員が話あったように、危険な空き家については、当然、その危険を取り除いていただくというのが本来。それから、なかなか持ち主がわからないとか、放棄されている場合については代執行としましても、当然、代執行しても請求のほうについては、相続人なり権利の方に請求をしていかんなんらんということがあります。

今後、空き家につきましても、底地の調査ですね、十分やっけていかんなんらんというように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

相続放棄された場合、代執行しても、相続の方には請求はできないと思います、債権も債務も全て放棄されてますから。それも亡くなって3カ月の間に法的に手続終わっておられますから、それについては自治体が100%責任を持って処分をしていかなければならないというふうに私は理解しているんですけどね、だから、データベースだけは今のうちに、そういう問題が起こらない時点の中で、Aという空き家は相続人誰々、その方はどこにおられるというところまで追跡調査なりをしておいて、いざ何かあったときには、その方に取り壊し等々については要請をかける、お願いをする、それを速やかにできるようなシステム状況というもの、あるいはデータファイルというものを持っておかないと、その時点になって右往左往するというふうなことになるば、結局、住民サービスという問題で滞りが起こってくるんじゃないかと、私はこのように思いますんで、その点についてもひとつよろしく進めていただけるようお願いしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

現在空き家で、今どうもない空き家についてはいいんですけども、今後、そのような危険性が出てくる空き家については、当然、行政のほうからも対応していただきたいということを事前に連絡するなり、今後、対応を考えていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第8号 平成27年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第9号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第

4号)は、原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第10号 平成27年度和束町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第12号 和束町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第12号の提案理由を申し上げます。

近年の地方分権の進展に伴い、多様な任用、勤務形態を活用できるようにするため、任期を定めた職員の採用により、専門的な知識、経験を有する者を活用し、確保するため、和束町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定いたしたく提案させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋浩喜君)

議案第12号のご説明を申し上げます。

議案第12号

和束町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

次のページに和東町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の条文を載せさせていただきます。

第1条から次のページ第8条でなる条例でございます。

議長のお許しを得ておりますので、資料No.12、条例の概要によりましてご説明申し上げます。

制定の背景につきましては、ただいま町長の提案理由のとおりでございます。

条例の概要でございます。

まず、第2条関係で、職員の任期を定めた採用をうたっております。

任命権者は、高度の専門的な知識経験、また、すぐれた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要なとき、例えば、専門的な知識・経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要なとき、職員を選考により、任期を定めて採用することができるということを定めております。

次に、第3条関係でございますけれども、時限的な業務において、職員の任期を定めて採用できるという条文でございます。

一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事、一定の期間内に限り事務量の増加が見込まれる業務の従事、こういったものを想定しておるというところでございます。

第4条関係でございます。短時間勤務職員の任期を定めた採用でございます。

短時間職員を第3条の業務のいずれかに従事させることが公務の効率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるということを定めております。

第7条関係でございます。任期付職員の給料でございます。任命権者は、任期付職員が従事する業務に応じ、和東町職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の再任用職員外の職員の項に定める給料を支給するというところで、一般職の給料表を適用

するということをうたっておるというところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するという事としておるものでございます。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 和束町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第12号 和束町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第13号であります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日施行の学校教育法等の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第13号のご説明を申し上げます。

議案第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「小学校に就学している子」を「小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次のページから資料をつけさせていただいております。新旧対照表と概要をつけさせていただいておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第14号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、議会の議員及び非常勤の職員の公

務災害補償に関する条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第14号のご説明を申し上げます。

議案第14号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページに一部を改正する条例の条文を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

改正条文のあと、資料No.14ということで新旧対照表をつけさせていただいております。

その後でございますけれども、概要を載せさせていただいておるところでございます。

町長の提案理由にもありましたように、地方公務員災害補償法の施行令の一部改正に伴いまして、公務災害損害補償、休業補償の基準を年金の種類に応じ改正されることから、議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、条例附則第5条の改正ということでございまして、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金別にそれぞれの根拠法令と年金の

種類に応じてその調整率を改定したというものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日となっております。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第14号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号 和束町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第15号 和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、関係条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第15号から17号のご説明を申し上げます。

まず、議案第15号

和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページに一部改正条例を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

新旧対照表をつけさせていただいた裏側に概要を載せさせていただいております。

今回の一部改正につきましては、和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の期末手当の支給につきましては、町長、副町長等の特別職に準じて、その都度、随時改正を行ってきおったところでございますけれども、今後は特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に準じるということで、

そういう形でこの規定を設けたという旨の改正でございます。

施行期日は、平成27年4月1日と遡及しておるところでございます。

続きまして、議案第16号でございます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページに改正の条例を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

資料No.16で新旧対照表をつけさせていただいております。

おめくりいただきまして、条例の概要をつけさせていただいております。

提案理由にもありましたように、人事院勧告及び国家公務員の職員給与法の改正に伴いまして、一般職の指定職員に準じた所要の改正を行うものでございます。

第1条で、平成27年12月の期末手当の支給率を0.2カ月分を引き上げるということでございます。これにつきましては遡及適用ということで、平成27年4月1日施行でございます。

第2条でございますけれども、第1条で0.2カ月分を引き上げた期末手当の支給率を6月と12月に均等に0.1月分に改定するという規定でございます。

施行期日は、平成28年4月1日ということとなっております。

次に、議案第17号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

次のページ以降に一部改正条例を載せさせていただいておるところでございます。

条文と別表と給料表等を載せさせていただいております。

議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明を申し上げます。

資料No.17ということで、新旧対照表をつけさせていただいております。その後、給料表の新旧対照表、A3の分でございますけれども、そのあとの資料でございます。和東町職員の給与に関する条例の一部改正の概要でございます。

提案理由にありましたように、人事院勧告並びに国庫公務員の職員給与法の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

第1条といたしまして、平成27年12月、勤勉手当支給率を0.1カ月分を引き上げることとなっております。再任用職員につきましては、12月の勤勉手当支給率を0.05カ月分引き上げるという規定でございます。

あと、医療職給料表(2)の表題の変更と職務分類表の追加、勤勉手当引き上げに伴う勤勉手当減額対象者に係る減額率の改定でございます。これにつきましては、遡及適用ということで、施行が平成27年4月1日となっております。

第2条でございます。行政不服審査法改正に伴う期末手当の支給の一時差しどめの条文を改正するというところでございます。それと、第1条で改正いたしました勤勉手当の支給率を6月と12月に均等に0.05カ月分に振り分けるという改定でございます。

再任用職員につきましては、同じく、勤勉手当の支給率を6月と12月に均等に0.025カ月分ずつに振り分けるという改定でございます。

それと、改定した勤勉手当引き上げに伴う勤勉手当減額対象者に係る減額率を6月と12月に均等して減額を改定するというところです。

それと、50歳代後半層で公務員給与が民間給与を上回っているから、給料表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の号給を最大4%引き下げる給与制度

の総合的見直しを行うための給料表の改定を行うというものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上、3議案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第15号 和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第15号 和東町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時30分～午後2時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第9、議案第20号 和東山の家の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第20号の提案理由を申し上げます。

和東山の家が平成28年7月にリニューアルオープンするに当たり、内装も大きく改装されることから和東山の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正いたしたく、また、それに伴い、和東町立和東山の家研修所の使用及び管理に関する条例を廃止いたしたく、今回、提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、議案第20号をご説明申し上げます。

議案第20号

和東山の家の設置及び管理に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 24 日 提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、和東山の家の設置及び管理に関する条例の条文ですが、第 1 条から第 13 条まで載せさせていただいております。

次のページにつきましては、第 10 条の関係で料金等を載せさせていただいていません。

議長のお許しを得ましたので、資料 No. 20 でご説明申し上げたいと思います。

1. 改正の背景でございます。

先ほど町長の話にありましたように、今回、和東山の家については、現在、耐震並びに増改修の工事を実施しており、内装等が従前から大きく改装されることから、平成 28 年 7 月のリニューアルオープンを迎えるに当たり、和東山の家の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

2 として、改正概要でございます。

第 3 条の業務の追加ということで、飲食の提供をする業務を追加する。

2 としまして、第 4 条、利用の許可でございます。

3 番といたしましては、第 5 条関係、利用の許可の制限でございます。

4 につきましては、第 6 条関係、目的外利用等の禁止でございます。

5 番ですけど、第 7 条関係、許可の取り消し等でございます。

6 番でございます。第 9 条の関係で、指定管理者による管理ということです。山の家の管理運営上、必要と認めるときは、指定管理者制度を活用することができる。その際、管理を行わせる場合、業務は下記のとおりとする。

(1) としまして、利用客の休憩場、宿泊の場及び飲食の提供する業務、その他町長が必要と認める業務でございます。

(2) としまして、利用許可、利用許可の取り消しその他の山の家の運営に関する

業務でございます。

(3)として、山の家の施設及び設備の維持管理に関する業務。

(4)としまして、その他山の家の管理上、町長が必要と認める業務でございます。

7としまして、第10条関係、利用料金等でございます。

先ほどお話ししました別紙1の本館の利用料金、別館の利用料金を掲載させていただいております。

利用者は別表による利用料金を支払わなければならない。指定管理者に管理を行わせる場合は利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるということでございます。

8番としまして、第11条、利用料金等の減免でございます。

町長が特別の理由があると認めたときは利用料金を減免することができる。指定管理者に管理を行わせる場合は町長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。町長が特別の理由があると認めたときは利用料金を減免することができる。指定管理者に管理を行わせる場合は町長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができるということでございます。

第12条関係につきましては、原状回復の義務をうたっております。

施行日につきましては、公布の日から施行するということです。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、収支予算書とそれから支出の部という形の中から確認をさせていただきたいと思います。

事業計画の中では、町民一体となった宿経営を行うと、これが一つの根拠ということで挙げていただいているわけですけど。

○議長（畑 武志君）

岡田議員、どの資料ですか。

○6番（岡田泰正君）

今のコンセプトの内容につきましては、第1回定例議会資料2のほうです。定款の前にありますね。

○議長（畑 武志君）

事業計画書ですか。

それは議案第31号の資料と違いますか。

○6番（岡田泰正君）

同じもんなんですけどね、予算書と支出の分については。

○議長（畑 武志君）

ちょっとと待ってください。どの資料ですか。

○6番（岡田泰正君）

今の事業計画書というのは、28年第1回定例会の資料2というところに載っております。これはページ数が入ってないんですよ。一番最後のほうから定款があるんですけど、定款の前のところに入っています。後ろのほうです。

○議長（畑 武志君）

N o . 3 1 の資料ですか。

○6番（岡田泰正君）

31のところの計画書の中の一部を今、紹介しただけです。

○議長（畑 武志君）

今、議案20ですよ。

○6番（岡田泰正君）

一応、コンセプトはこういうことであるということを説明しながら、これから予算のこちらのほうで移らせていただきたい。

よろしいですか。

○議長（畑 武志君）

わかりました。

はい、どうぞ。

○6番（岡田泰正君）

それでは、収入の部という形で28年から32年度まで一般宿泊収入、合宿、日帰り、それからトータルという形で上げていただいておりますけれども、これは何気なしにこういう数字が上げられたんじゃないと思うんですよね。だから、どういうものをベースにしてこの一般の収入というものが上げられたのか、稼働率が17、18、20、こういうものを上げられておられますけれども、どういうものを参考にして上げられたものか、それについてご答弁をお願いしたいと思っております。

よろしいですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

今、岡田議員の事業計画ということで、議案につきましては、指定管理者制度で議案第31号の資料として添付させていただいたものでございます。

関連ということでお答えしたいと思います。

事業計画につきましては、3カ年ということで、平成28年度につきましては、先ほどお話の7月1日からのオープンを予定しておるということで、約9カ月間の事業を計画されております。

一般の個人としては、延べ約700人が3月末までに宿泊をされると。これは例年

の実績と、それからまた今回につきましては、山の家につきましては広く使っただけということで、営業じゃないんですけども、ホームページとまたいろんなサイドにおいて出していっているということを見込んで、初年度については約700人が泊まっていたということでございます。

それとまた、宿泊の中で、青少年団体ですね、これにつきましては、毎年夏の期間、少年野球とかサッカーとかたくさん来られます。それで、延べとして1,600人が泊まっていたということをおとにいろいろ書いておりますけど、これは次年度を参考に、また山の家は今後まだ承認はいただいておりますけれども、そういう営業活動もされ、これだけの目標数値で設定されているということでございます。それを今回収支予算書の中に反映されているということでございます。

宿泊料金につきましては、一般の宿泊の単価として1万円×定数を、それで365日を掛けるのが100%ということで、それで28年度につきましては、資料に基づきますと、稼働率としては全部含めますと18%ぐらいであろうという想定をつけております。これにつきましても、今後、山の家がオープンすれば、当然、いろんなサイドに営業なり、また使用していただけるということを活動されますので、これ以上の数字を目指して頑張りたいということを考えております。

支出のほうにつきましても、今現在28年度につきましては、全てですと3,150万円、差し引きすると、28年度につきましては50万円出ると。50万円ですので余り多くありませんけど、今後営業の努力というものも含まれた中で50万円ということをお今回計画書として提出させていただいておる次第でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、ご答弁いただきましたけれども、何をベースにしてこの数字を積み上げたかというところの踏み込んだところの答弁がいただけませんでした。ただ、あくまでもP

Rを兼ね宣伝をし、これぐらいの人数の見積もりという形で挙げられておられることが今わかったわけなんですけども、これで見ると、結構、収入と支払いのバランスをただ考えただけの数字であろうかなと考えるわけなんですけども、この数字に近づけるように今後努力していただきたいと思います。

それについてはこれでとめさせていただきたいと思うんですけど、その次にもう1点、人件費の費用1,562万円、28年度から32年度までそういう計画が挙げられております。これは支払い総額の約50%の金額を占めておるわけですね。これにつきましては人件費ですので、売上げがあってもなくても、これは絶対必要経費なわけなんです。

○議長（畑 武志君）

岡田議員、この資料はね、活性化センターの資料ですので、議案第31号は指定管理者制度の制度です。今、設置条例の管理に関する条例ですので、次のときの資料にしてください。

○6番（岡田泰正君）

そうですか。そしたら、その次からさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

まず、先ほどの説明中で、28年7月のリニューアルオープンというふうに説明がありましたけども、これは具体的には7月1日からなのか、また、それ以上に、今、工事されているわけなんですけども、おくれるようなことはないのか、その辺いかがでしょう。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

現場のほうにつきましては、この間、委員会のほうでも現場を見ていただいたときで40、その後進んで、7月1日のオープンと。7月1日に現場が完了するんじゃないしに、現場につきましては、今回議案の中でも工期の変更ととらせていただいております。現場につきましては、できましたら6月の上旬ぐらいには終わって、1カ月間、厨房等もございますので、調整期間がありますので、現場としてはそれぐらいに終わって、あとはちょうせいの期間ということで、現場のほうは順次進んでいるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、具体的に7月1日なのかという話で、余りその話がなかったんですけど、一応、夏休み等ですね、それに間に合うような形ということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

今、お話があったように、当然、夏休みになってきますと、小中学生が合宿等も兼ねて予約等も入っております。7月1日のオープンを目指しているということでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それと、今回新しく条例として設置するということでもありますけども、一定説明の中に、例えば業務の追加であるとか、そういったものが一定あるという話なんですけども、これまでの山の家の機能というものと今回新しく条例は全て改正するというこ

となんですけども、その辺について、何か根本的に変わっているということはあるんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

当然、料金等につきましては、以前より改正させていただいたということがございます。

それと、今回、指定管理者制度を設けるということで、従来につきましてはそういうこともうたっておりますので、それもうたっていると。

それと、先ほど岡田議員のほうもちょっと質問があったんですけども、通常、今までは調理人1人のところを今回2人体制で進めていくと。サービスの向上につなげるということについても、この中の条例の中にはうたっておりませんが、そういうようなものを関連したものでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、料金の関係がリニューアルした上での改定料金ということなんですけども、これは前の分と比較すればわかることではあるんですが、大体、今回の改正で、今までよりもどの程度料金としては変わっていくのか。多分、前よりは一定高くはなっていると思うんですけども、どの程度の料金改定になっているのか、簡単に説明いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

料金表を見ていただいたらいいと思うんですけども、前回の宿泊料金7,000円が今回1万円と。それと、山の家研修所ですね、子供の研修につきましては3,000円が今回につきましては、小学生につきましては4,700円と、若干料金のほうは上がっておりますけども、これにつきましても、近隣の施設等も参考にさせていただいて料金を設定したということでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

新しくされるということですから、一定の料金の改定はあるとは思いますが、私、今回の条例の関係でいいますと、これは新しくできるわけですから設置する条例をつくることは当然なんですけども、ただ、やはり前回の本会議のときにも、指定管理者の一応導入についての改定がありました。今回、それを受けて条例にも盛り込まれているんですけども、あのときにも言いましたように、和東の公共施設を考えたときに、果たして指定管理者という、ある意味、一定問題点の多い制度をわざわざ入れる必要があるのかという思いをこの前も言ったんですけども、そういう点で、今回、ほかの点については、そんなものだろうかと思うんですけども、指定管理者制度の項目を入れているという点では、そこが一番ひっかかっている部分で、あとの31号の部分にもかかわるんですけども、前回そういった話をしたことも踏まえて、その点についてのみで、私は今回賛成できないということに考えております。

ただ、今後やはりさまざまな方に利用していただくということもありますし、どの程度利用があるのかということもあるんですけども、これまで利用されていた方が、ある意味、離れていかないように、そういったことも含めて運営のほうは細心の注意を払っていただきたいということを要望いたしまして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

従来ですけども、こういった山の家を京都府から委託を受けて、そして和東町がやっておりました。当初、和東町がやっておったんですが、これは原材料支給とか、そういったときにいわゆる弾力条項を使わないと、いわゆる専決ですね、行政の特別会計で当時はスタートしたんですけども、なかなかなじみはなかったんです。いわゆる自治法上の弾力条項を使っていかないと、予算がないから仕入れできませんみたいなことが起こって、お客さんがようけふえているのにできないと。そういった専決事項ですね、それを使って本当に最初は特別会計でやっていたんですが、非常に難しい問題がありました。

そういうことで、当時、財団法人という公益法人が民法34条法人ですね、設立し、そこへもう既に委託をしているんですね。委託してきたんです。そういう先例があります。だから、今まで財団法人活性センター、そういう今後経験を生かしていただくということで次の議案になるわけなんですけど、この条例を見ていただいたらわかりますように、この指定管理者に委託するにしても、重要なところは全部町長のところとかかわりながらやっていこう。事前に許可するとか、今、岡本議員がご心配いただいております内容については、そういったものを丸投げという方法はとらないと、こういう内容になっております。

そういう意味で、このまま続けていこうとすれば、指定管理者制度を入れないと、法律が変わってますので、これを入れないか、町直営で特別会計でやるかという議論になりますが、特別会計の弾力条項には私はなじまないと。非常に問題が多い。それよりも指定管理者でこうしてやると。従来やってきたことを踏襲すると。それを法律整備で完備すると、こういうことが大事だと思って提案しておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

設置及び管理の件はよくわかります。

ということはねこれはお客さんに対して、お客さんもこういうことをされたらだめですよということも含んでおります。そしたら、これと並行して、ここで働かれる方の就業規則というのは同時進行でつくっておられるんですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

就業規則につきましては、活性化センターのほうで、今ほとんど原案はできておるんですけども、そちらのほうも作成しているところでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

できるだけ早く議会に報告してください。

わかりますか。

オープンする前には必ずでき上がってないとおかしいんですから、それでもって6月の上旬からトレーニングに入られるんでしょう。それまでできるんですか。そうしないとおかしいですよ。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

先ほど言いましたように、7月1日オープンということでございます。それまで全てのいろいろなもろもろがあるんですけども、全て完了すると。就業規則につきましてもその一つだと考えております。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

課長の言葉を信じて、早く議会に示してください。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第20号 和東山の家設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第20号 和東山の家の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第21号 和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 21 号の提案理由を申し上げます。

本来、地方教育行政の一環として和東町体験交流センターを設置しましたが、今回、教育や農業、ボランティア活動等幅広い体験交流学习を通じ、農山村の魅力や地域力に触れていただき、もって町内外住民の一層の交流と定住の促進を図ることを目的として利用していただくため、和東町体験交流センター設置及び管理に関する条例の全部を改正いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、議案第 21 号をご説明申し上げます。

議案第 21 号

和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

平成 28 年 3 月 24 日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例ということで、第 1 条から第 10 条まで載せさせていただいております。

議長のお許しを得ましたので、次、めくっていただきましてまして、資料 No. 21 をもって説明させていただきます。

1. 改正の背景でございます。

先ほど町長の提案理由にありましたところでございます。

地方教育行政の一環として設置した和東町体験交流センターにおいて、教育だけでなく農業、ボランティア活動等幅広い体験交流学习を通じ、農山村の魅力や地域力に

触れていただき、もって町内外住民の一層の交流と定住の促進を図ることを目的として利用していただけるよう、和東町体験交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるということでございます。

2として、改正の概要でございます。

1. 事業内容の一部追加、第3条でございます。

既存項目にそれぞれ下記を追加するというところでございます。

(1)として農業・援農体験、(2)としてボランティア、(3)として教育、文化、芸術等の活動の体験交流事業でございます。

2としまして、第5条関係、利用許可の制限をうたっております。

3番としまして第6条関係、目的外利用等の禁止をうたっております。

第7条の関係につきましては、利用許可の取り消し等をうたっております。

第9条につきましては、現状回復の義務ということをうたっております。

施行につきましては、公布の日から適用するというところでございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回、体験交流センターの設置及び管理に関する条例の全部改正ということでなったわけですが、まずちょっとお聞きしたいのは、いわゆる管理及び運営については農村振興課が行うということになっておりますけれども、これまでもたびたび話をしておりますけれども、実質、農村振興課が交流センターの管理運営できるのかという思いがありました。実際にその辺できているのかどうかですね、今現在ですよ。

以前、あそこに児童クラブがあったときは福祉課が所管をされておりました。児童ク

ラブが学校に移ったから福祉課が関係ないということになって、次、農村振興課に来たという経過があったと思うんですよね。その後、ずっと農村振興課で見えていただいていますけども、実際、管理運営できているのかというのは大変疑問が残るんですけども、今後も農村振興課で管理運営していただくという点では、その辺はどう責任を持って管理運営できますか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

以前ですけども、いろいろ問題点等、日々、毎日のはぞきには行けないんですけども、定期的に、問題点があれば、改修とか点検等もやっておりました。

今回条例の改正につきましては、援農体験とか体験の交流という新たな事業項目も入りました。その関係上じゃないんですけども、それ以上、今後、管理等に努めていきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

管理運営といった場合にはね、やはり単にそこを壊れたから直しに来てとか、電気が切れたからつけてとかね、そういうことじゃなくて、本当にこの施設の目的を達成していく上で責任を持つわけですから、それが今の農村振興課の体制の中でできるのかというのは大変疑問には思うんですけども、そこはぜひそういう答弁をいただいていますから、ちゃんとしていただきたいと思うんですが、今回改正の中で事業内容の一部追加ということで三つ挙げられました。農業援農体験、ボランティア、教育・文化・芸術等の活動の体験交流事業ということです。

その中で一つまずお聞きしたいのは、三つ目の教育・文化・芸術等の活動の体験交

流事業ということなんですけどね、確かにあそこで、私もたまたまコーラスに入らせていただいてレッスンとかも受けさせてもらっていますけども、そこでコンサートしたいとかいうことも実際されています。しかし、あそこの施設そのものは音響も何もありませんし、本当にそういう教育・文化・芸術等の活動の体験交流をするという意味では大変施設の的に不十分な面が多いと思うんですよね。

本来、文化センターというのがあればいいんですけども、残念ながら、ありません。そういう中でも、やはり町内にはいろんな芸術や文化の活動をされている方もおられます。そういった方がやはりここを一つの拠点にしてこういう交流事業をしていくという意味では、今後、それに見合った施設改善であるとかいうことも必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

体験交流センター2階の今回畳の入れかえ等も行いました。岡本議員が言われたように、音響的な設備等については設置しておりません。

ただ、そういう活動の場として提供していきたいと。今後、いろいろまたそういう文化的なところについては、また音響とかは別途また考えていきたいと思うんですけども、あくまでもここに書いたように交流の場ということでご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今度いわゆる2階の部分で畳の入れかえであるとか、空調設備を入れていただくというのは、あくまで援農の方に去年来ていただいたけど、大変暑い中、環境の悪いと

ころで宿泊していただいたということを受けてされたことであって、余り今の話とは関係ないと思うんですよね。そういう点で、抜本的にこういうことをしたいのであれば、ふさわしいいろんな改善もしていただきたいと思うんです。

それと今の話ありました1番目の援農体験の関係です。

この間、受け入れをされていて、一定経験もあるということで今回位置づけられたと思うんですけどね、いわゆる、もし援農体験をして、これからお茶の時期になってそういう方がそこで宿泊されるとなりますと、一定期間、特に2階の部屋とか、それから食事をされるということで、1階に今、会議室と食堂を兼用したような部屋がありますけども、そこを一定期間、その人たちに開放するというか、ずっと使用していただくということになります。そうなった場合に一般のほかに使っておられる利用の方の利用ってどうなるのか。2階の部屋にしても、いわゆるいろんな文化活動をされているとか、そういう部屋になっている面もありますし、いろんな意味で貸し館されている場合もあります。そういったことに利用できなくなるという状況もあるんですけども、その辺は援農受け入れ期間とかの関係では利用をどのようにされていくのか、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

昨年ですけども、5月から7月、3カ月間、援農ということで2階の施設を、そこから農家のほうに通われてやられたと。当然、ことはまだ援農がどうのこうのは今のところわかりませんが、当然、去年と同じ時期ならば5月から7月と約3カ月間、そっちのほうから宿泊して活動されると。

今、岡本議員の話にありましたように、その期間中につきましては、この2階の畳の部屋ですけども、ほかで申し込みがあってもなかなか使えない状態というのは起こ

ってくるかと思います。できるだけそこら辺は調整はさせていただきますけども、その間につきましては、去年と同じような、使用される場合についてはそういうこともあります。そこら辺は十分調整等もさせていただきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

一定どの程度の人数を受け入れられるかということのめどはお持ちだとは思いますが、その辺も考えていただきながら、できるだけ一般利用の方もちゃんと使えるように配慮いただきたいと思います。

もう1点、援農の方が泊まっておられる期間の関係なんですけども、以前のお話では、いわゆるずっと泊まっていただく中でのその人たちの生活とか、いろんなことについては責任者を決めていただいて、その人に一定管理していただいて対応していただくというように言っておられましたけど、でもやはり私ね、そういうふうにそちらにお任せということじゃなくて、その期間であれば、例えばアルバイトの方でもしっかり管理される方を置いて対応できるようにしたほうが、より責任が明確になるんじゃないかというふうに思うんですね。

やっぱりいろんな問題もあると思いますし、そこをリーダーの方にお任せするということ、それはもちろんそちらのほうでのそういう方は必要ですよ、もちろん。けども、その人にお任せするというよりも、やっぱりちゃんとこちらの施設を責任持てる方を置いて、期間限定でも結構ですし、管理者を置いて対応いただくというようにしたほうが、何かあったときに責任を持てるんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

去年ですけれども、最初来られたときに、私と担当と一緒に行って、公共施設ですので、全員の前でそこら辺のお話をしました。それと、定期的じゃないんですけれども、ある程度、夕方でも私、体験交流センターのほうに行って、また、そこら辺の注意等もしました。ことし、もし援農の方が来られるようでしたら、できる限り、私どものほうがそちらのほうに行って確認をすとか、いろいろその点につきましては農村振興課のほうで対応していきたいと、かように考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

もう最後にしますけれども、いずれにしても、援農だけの問題じゃなくて、いろいろ今回追加された事業を本当にやっていくということであれば、やはりある意味、文化センター的なそういう人を育てていくということもしなかつたら、なかなかこういうことを振興していくというふうにはならないと思うんですよね。

将来、いろいろ複合的な文化施設等を検討していくという話もありますけれども、それも見越しながら、やはりこういった事業をしていく中で、それを進めていく人づくりもぜひそこはやっていただきたいし、そういう中で、なかなか文化活動ができる場が和東の中には乏しいという条件がありますので、そこは少しでも改善できるように、組合のほうはぜひしっかりとやっていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今のこの施設ですけれども、今、一義的には、やはりクラブ活動的なところであろうと。

そして、今、申されたように、文化ですと、やっぱり発表する場所が要る。そのために音響設備を整えてないとなかなかできないと。文化施設というのは、今、岡本議員の質問の中でもありましたように、和東町はそういう施設がないことは確かでありますので、今後、多目的な施設というのは必要であろうと。この中に全部音響施設とか整備するというのはちょっと無理かなというふうに私は実は思っておりますので、いわゆる交流事業とかクラブ活動事業とか、ちょっと火をつける事業みたいな感じで、そういう施設になってほしいなというように実は思っております。これが発展して、さらに施設の発展、必要性が出てくるといううれしい悲鳴が上がるような期待は思っているわけでありまして、そういうことで、まず前座的にこういった多目的な利用ということでよろしくお願ひしたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号 和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第21号 和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第27号 和東町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 27 号の提案理由を申し上げます。

主要地方道木津信楽線瓶原工区の改築に伴い、瓶原大橋の左岸側、和東町域の旧府道敷きの延長約 209.7メートルについて、京都府から町道としての引き継ぎ協議がありました。

当該地は、木津川市から和東町へ入る玄関口であり、町道としての活用のみならず観光看板の設置等で町の施策に有効活用が見込めますので、町道として引き受けることとし、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の承認を求めたく提案するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、議案第 27 号のご説明をさせていただきます。

議案第 27 号

和東町道路線の変更について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、和東町道路線の終点を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 24 日提出

和東町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、変更前と変更後の表をつけさせていただいております。

この中で終点が現在は和東町大字下島小字椀兵 4 番地先ということになっておりますが、引き受けまして、路線の終点が和東町大字石寺小字高橋 6 番地先ということになります。

次に、No. 24で若干のご説明をさせていただきます。

先ほど提案理由にございましたように、府道の瓶原大橋の橋詰めの左側ですね、京都府といたしましては起点として設定されていますのは、相楽郡和束町大字石寺小字高橋21番地から終点として相楽郡和束町大字石寺小字高橋6番地の区間につきまして京都府から和束町へ町道として引き継ぎをしてもらいたいということの申し出がございました。これに従いまして町道路線の終点を高橋6番地にするものでございます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号 和束町道路線の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第27号 和束町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第28号 和束山の家耐震並びに増改修・和束山の家研修所増改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 28 号の提案理由を申し上げます。

平成 27 年 10 月 22 日の議会において、工事請負契約のご承認をいただいた和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事につきまして工期の変更が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

議案第 28 号をご説明申し上げます。

議案第 28 号

和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更について

和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

記

契約期間に係る部分中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 6 月 20 日」に改める。

平成 28 年 3 月 24 日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事変更契約の概要でございます。

内容につきましては、6 番にうたっております契約の期間でございます。

平成27年10月23日から平成28年3月31日を平成28年6月20日に変更
ということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第28号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第28号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第29号 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第29号の提案理由を申し上げます。

平成27年12月18日の議会において、物品購入契約のご承認をいただいた和東

山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入につきまして、工期の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただきます次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

議案第29号のご説明を申し上げます。

議案第29号

和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の変更について

和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

納入期限に係る部分中「平成28年3月31日」を「平成28年6月20日」に改める。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入変更契約の概要でございます。

内容につきましては、6番の納入期限：平成28年3月31日を平成28年6月20日に変更ということでございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第29号 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入変更契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第29号 和東山の家耐震並びに増改修に伴う厨房機器購入契約の変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ではございますが、午後3時55分まで休憩いたします。

休憩（午後3時40分～午後3時55分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第14、議案第30号 和東山の家備品（家具等）購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第30号の提案理由を申し上げます。

平成28年3月14日入札に付した和東山の家備品（家具等）購入契約の契約金額が700万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案をさせていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

議案第30号のご説明を申し上げます。

議案第30号

和東山の家備品（家具等）購入契約の締結について

平成28年3月14日一般競争入札に付した、和東山の家備品（家具等）購入契約について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 事業名 | 平成27年度過疎対策事業 |
| 2 備品購入名 | 和東山の家備品（家具等）購入 |
| 3 納品場所 | 相楽郡和東町大字白栖地内 |
| 4 契約金額 | 1,155万6,000円
(内消費税相当額85万6,000円) |
| 5 契約の相手方 | 株式会社ウエダ本社
代表取締役 岡村充泰 |
| 6 契約の方法 | 地方自治法第234条の規定による一般競争入札 |
| 7 納入期限 | 平成28年6月10日 |
| 8 支出科目 | 和東町一般会計
(款) 2. 総務費 |

(項) 1. 総務管理費

(目) 4. 活性化対策費

(節) 18. 備品購入費

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、和東山の家備品（家具等）購入概要でございます。

1番、2番、3番につきましては先ほどと同様で、省略させていただきます。

4 主な購入の備品でございます。ソファ、テーブル、チェア、座卓、座椅子、ガーデンテーブル・チェア、ロッカー等でございます。

資料No.30につきましては、1番から86番まで製品の品番、また仕様等で、また数量も掲載させていただいております。

続きまして、図面ですけれども、2枚つけさせていただいております。

平面図につきましては、赤でナンバーを打っているのがそこに配置するものでございます。

1枚目につきましては、山の家のものでございます。2枚目につきましては、研修所でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

買うというのはよくよくわかっております。議会にかけなくてもいいと思っておりますので、備品のほうは幾らぐらい大体かかるんですか。多分細かく種類が要ると思うんですけれど、もう出てますよね、湯飲み大体何個ぐらい、茶わん何個、灰皿何個

というのは出てくるはずですが。それもやっぱり試算されているはずですから、大体の数は出ますか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えいたします。

今回については、家具等先ほど言いました品番でございます。あとの茶わん等湯飲みとかにつきましては、一定、活性化センターのほうで購入もしていただけるということで、あと、これにつきましては、まだ電気製品等もございます。そちらのほうも随時決めて購入したいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

数の種類は出てくるんですね。それはいつ報告していただくわけでしょうか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

当然、食器等もいろいろもろもろございます。それにつきましては、6月の委員会等でもご報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第30号 和東山の家備品（家具等）購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第30号 和東山の家備品（家具等）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第31号 和東山の家指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第31号の提案理由を申し上げます。

和東山の家のリニューアルオープンに伴い、今後の運営において指定管理者制度を活用いたしたく、また、その管理者として一般財団法人和東町活性化センターを指定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

それでは、議案第31号のご説明を申し上げます。

議案第31号

和東山の家指定管理者の指定について

別紙のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、和東山の家指定管理者の指定について。

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称 和東山の家

位 置 和東町大字白栖小字猪ケ口24番地の3

2 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人和東町活性化センター

代表理事 奥田 右

3 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字白栖小字大狭間35番地

4 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

次のページ、資料No.31をごらんください。

指定管理者となる団体の概要についてでございます。

1 設立年月日

平成24年4月2日

2 設立の目的

この法人は、和東町内の住民の交流活動及び和東町地域外住民との交流活動を推進することにより、コミュニティの形成を図るとともに、スポーツの振興、青少年の健全育成、特産品の開発・普及を行うことの活動を通じて観光産業の

振興を図り、もって活力ある地域社会の創造と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 指定管理料はなしでございます。

次、めくっていただきまして、資料として、先ほど岡田議員が話ありましたように、大変申しわけないんですけども、資料、平成28年度の事業計画書、それから収支計算書ですけども、ホッチキスどめでごらんいただきたいと思います。

平成28年度の事業計画書。

平成28年7月1日から平成29年3月31日までの間の事業の計画書を添付させていただいております。

めくっていただきまして、次は平成29年度でございます。

それと、次、平成30年の事業計画書、31年、32年の5カ年の事業計画書をつけさせていただいております。

次に、収支予算書。

これにつきましても、平成28年度から平成32年度までの収入の部、支出の部をつけさせていただいているものです。下に損益の部ということ添付させていただいております。

めくっていただきまして、一般財団法人和東町活性化センターの定款をつけさせていただいております。

定款の次に登記簿の謄本の写しを添付させていただいております。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先ほどは失礼をいたしました。ちょっと端折りまして申しわけございませんでした。

それでは、改めまして、幾つかの点で質問というよりも確認をさせていただきたいと思っております。

今、提案いただきました事業計画書は5年間という形で載っておりますけれども、1年計画をして、実績が出たら、次の計画に移るわけなんですけれども、結構乖離が大きければやっぱり修正もあり得ると、このように理解しているんですけども、その点はいかが考えさせていただいたらいいのかというのがまず1点ですね。

それから、先ほどの質問の続きになるんですけど、支出の部で人件費の合計が全体支出の一応50%というウエートを占めておるとというのがこの支出の部の中で読み取れるわけなんですけれど、これは売上げがあってもなかっても、固定費ですので絶対必要な経費という形になってくるわけです。その中で収入と支出のバランスの中で差し引きの損益のプラスという形で上げておられるわけなんですけれども、この人件費のスタッフ体制ですか、コックさんがどれぐらいの何人、あるいは賄い員の方がどれぐらいの形で固定されているのか、そして、その中でその他の人件費という形で臨時パートさんとか挙げられておると思うんですけども、その点について、固定費の算定基準についてご確認させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

はい、お答えします。

平成20年度の事業計画ということで、当然、このぐらいの延べ人数は入れていかな、最後のこの収支には当然合っていないということで、これ以上の目標を持って頑張っていきたいというように、かように考えております。

それと、収支の支出の部でございます。

その人件費ということで多く占めていると。その内容でございます。先ほどお話

しました、調理人は2人と、フロントマネジャーが1人、あとはその都度来ていただけるアルバイトというか、そういうんで構成はされていると。

ただ、山の家ですので、送迎等も今後入ってくるかと思えます。そういうものも含んだ中での人件費を計上しておるといふことでございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

すると、送迎いうような形でなりますと、バスとか、そういうような形ではこれについては上がってきてないんですけども、それは町営のバスを借用して送迎されるということになるわけですか。

○議長（畑 武志君）

北農村振興課長。

○農村振興課長（北 淳司君）

今、お話しした、そのとおりでございます。以前は送迎はそういう形でやられたと。そのバスの運転手さんですけども、賃金等もその他の人件費とか等でも含まれているということでございます。

ただ、今後スタッフが乗れるような状態になれば、もうちょっと少なくなるかと思えますけど、当面の間はそういう体制でいきたいというように聞いております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

私はこの山の家については、指定管理人を置かれてということになりますので、外郭団体になろうかと思って理解しているんですけども、そうすると、山の家の人件費とそれから一般の町職員の人件費と境界というんですかね、支出状況というのはどこで分かれているのか、それもはっきりしないですね。バスについても山の家専属のバ

スであるのか、町のバスであるのか、そういう相互乗り入れみたいな形で運用されるということにちょっとまた私、違和感を感じるわけなんですけれど、その点一つまたお願いしたい。

それから、営業費用の委託料というのが198万円上がっていますね。この委託をされるということについては、どれぐらいの効果を見込まれて委託されるわけですか。要するに、自前でできない。そしたらこれ以上の出費が必要だから委託されるわけですね。という意味じゃないんですか。その辺の解釈をお願いしたい。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、答弁させていただきたいと思います。

まず、先ほどの人件費の関係なんですけれども、課長が説明しましたように、調理人2人、それとあと、マネジャーとして1人雇うことになっております。これが通常言われる経常経費に上がってくると思うんですけれども、あと、臨時賃金につきましては、これはお客さんの入りによってシフト制を組みますので、ここはマックスで組んでおりますので、一応、これが上下することもかなりあると思います。

先ほどの運転手の関係なんですけれども、調理人は今2人、内1人は大型の関係とか持っていますので、お客さんの入りとかによって、そのものが調理は必ず2人がかりですとは限りませんので、運転手兼そういった業務も兼ねていただくということで人件費を抑えていきたいと、このように考えております。

あと、今の委託料なんですけれども、これは保健所の関係で害虫駆除とかいろいろ必ず入っておりますので、月8万円ほどかかるらしいです、いろいろな衛生関係で。それとあと、リネンとって、寝具のほうの関係の清掃の関係とか洗濯の関係の委託、そういうなんも含まれていますので、198万円と、こういった値段になっております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それから、もう1点だけお伺いしておきたいと思うんですけども、やはり施設でございまして、耐用年数等々が関係してきますね。大体45年から50年ぐらいが耐用年数でなかろうかと私は思うわけなんですけども、この裏の定款の中で拝見させていただきますと、貸借対照表、損益計算書、そういった附属明細書というものが事業報告としてなされなければならないようにうたっておられるわけなんですけれども、この支出の部で、そうすると固定資産台帳とか償却資産をされるための積立金とか、もしくは、これに伴う修繕費ですね、そういったものもやはり関係してこようと思います。また、従業員に対する退職金の引当金、そういったものも経費として見積もっていかなきゃならないのかなと考えるわけなんですけども、その点はどういうところに記載され、数字としてあらわれているのか、ご確認させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたしたいと思います。

償却の関係なんですけれども、この山の家につきましては、半分が国費が入っております。あと、1,110万円でしたかね、起債を充てさせていただいて、その70%は交付税ではね返っております。残り30%、これが単費の起債の枠で入っているということで、一応、12年間の過疎債は組みます。3,300万円の起債ですので、3年間は元金の据え置きということで、3年間につきましては利息だけ払わせていただくという形になります。今、計算を持っているんですけども、1年間で大体十二、三万円利息を払っていきます。それで、4年目から元金が入ってくるというこ

とで、元金が含まれたら大体280万円から290万円ぐらいは返還が必要だと、このように考えております。

ここの収支は予定ですので、一応、31年から元金返済が入ってくると、こういったことも含めまして、この収益から、できたら返していくと、このような考えを持っております。

あと、職員さんの退職の関係とか、そういうのは、先ほど課長がちょっと就業規定の関係で答えてましたけれども、一定そこら辺は協議した中で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、一応、山の家に対する予算的な形で説明をいただいたわけなんですけれども、今の説明ですと、山の家がもし今後建てかえ、リニューアルしていく先になったときにはお金ないですよ、今の形でいくと。やはり永続的に考えていくならば、そのための積み立てもやっぱりしていかなければならないん違いますか。やっぱり今の大体ですと、やっぱり2億円近くの金額がかかってくる。40年、45年たったときには、今度は古くなった。新しく建てかえなければならぬ。また、お金ないよねと。また、国から借金するのか、あるいはそのときたくさんあるのかわかりませんが、金額面をどのように対応されるのか、やはりそういうビジョンを持ってやっていかなきゃならないと思いますけども、お願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からご質問いただいておりますが、その前提としてちょっと区別を整理しないとイケない。ここへつけさせてもらっておりますこのもくろみ、事

業計画等の数字等、これは委託する活性化センターでどんな団体やということがわからないから、こういうようにやりますというのは、活性化センターでつくってくれたものを皆さんに、こういうことをやりますということのもくろみは挙げてもらいます。

そして、今回の山の家、先ほど設置条例を設置してもらいましたですね。あれは設置条例は、和東町の施設として公共施設なんですね。だから、公共施設の管理、委託施設の運営委託を指定管理者のほうへお任せすると、こういうことですから、将来この公共施設をどうしようかという問題に当たるわけです。これ文化施設もいろんな体験交流センターも同じ考えであります。

だから、さっきの備品台帳というのは、役場の備品台帳、活性化センターの備品台帳をつくるわけじゃありませんから、役場の公共施設の施設台帳というところへ記入します。ここを整理していかんと、今、言われたように、ごっちゃにされると。

先ほど答弁できてないけど、就業規則ごっちゃになりますねと、ごっちゃにならない。活性化センターで採用されるのやから、財団法人という別の法人の就業規定で、それは先ほど出ますかという話やけど、向こうで雇いはるのやから、向こうの給与と向こうの体系ですからね、こちらは公務員です。これは全然違います。一つの法人ですからね、ここの集計はどれもごっちゃにならん。

それと、バスというのは、和東町の施設、活性化センターから、こういう面であるから、体験交流センターと一緒にです。まちづくりの活性にしていきたいと、こういうことであるから、ひとつバスを利用させてくださいねと。運転手はこうですよと、こういう免許を持っています。事故を負うときは保険が入っていますということで、別途、町長に使用の申請をもらって、町長が決済すると、こういう整理ですから、借金がごっちゃごっちゃになってきて、あっちで備品あるねんとちょっと私のほうから、そこを整理して質問してもらわないと答えがややこしいんですね。

今、私の答弁わかっていただけだと思いますが、そういう位置づけでひとつよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

私、頭がごっちゃになって整理できてないんですけども、また後で勉強させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

町長、今「公共施設」「公共施設」っておっしゃってますね。そしたら、この活性化センターの長は副町長ですね、山の家関係はね。副町長に質問させていただきます。

公共施設ということ町長答えておられますので、私、さきの30号の議案のときに灰皿と言いましたから、灰皿は取り消しさせてください。

公共施設ですから、やはりたばこの件はだめですわね、禁煙ですよ。飲食を伴いますので、それに伴ってたばこもいいという関係はありませんよね。公共施設というのは、大体、今、日本の中で公共施設はまずたばこを吸えないですよ。それが今、一般常識で日本は通ってますね。その辺の考え方はどうなんですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

当然、和東町の公共施設の指定管理者を設けて、そしてそれに基づいて議会の議会をもうて運営委託する。その運営委託の条件の中には、全て公共施設やから、今、言われたように、たばこはあかんとか、これは別途、私は含みを持たせていますので、うちの中にも公共施設、場所を設けてやることもできたり、全てだめということには余り表に出していませんし、サービス業という観点から考えて、一応、考えて、活性化センターで一定考えていかれる範疇だと。

だから、条例上こうやから吸うたらあきませんよという形にはなっていないということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

よくよくわかっているんですけど、ただ建前上だけが和東町はここは役場ですと。あちは活性化センターですと。それで、私は指定管理者に任せているんです。そうですから、備品台帳とかいろんなこととか就業規則とかいうのは向こうでつくっていただきます。そんなことは私たちはわかっております。それはやはりつくっていただけるんでしたら、つくっていただいて示していただかないと。

ただ、和東町の息がかかり過ぎてますから、はっきり言って。そうだからどうだということを聞いているんですから、やはり公共施設の中でたばこを吸って、そしてやるということ自体がおかしいと思います。そして、目的の一つの中に青少年の育成と、青少年に使っていただくと、そういうことをうたっているんですから、やはりちょっと矛盾しているんじゃないでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどから備品についても、これは備えつけの備品ということで、今回、請負契約も全部、町の予算でもって契約も全部承認いただいて執行しているということやから、これは公共施設で備えている備品と。

先ほど出ていました消耗品的なことはうちで買わんと、先ほど言うように活性化センターで買うてもらいと、こういうことであります。

当初から必要なものは、当然、どこかで備品をきちっとして備品台帳、施設台帳を整える。そして一緒にお貸ししますよと、こういうことになります。

ただ、この設立の準備では、確かに青少年という形をとっておりますが、これは京都府から委託を受けたときに、当初、青少年山の家だったものですから、やっぱりそこへ京都府も力を入れてきたものをそのまま受けるということで受けていますが、和東町で今度受けていったときに、それだけではなかなか対応できないと。和東町の課題というのは宿泊所がどこもない。それに対応し得るものをそこへ付加しているわけですね。そして、足していわゆる青少年の教育施設プラス雇用宿泊施設、そういう絡みがありますので、一定サービス業的になります。だから、サービス業的になるから、町で直営するとなかなかやりにくいですから、指定管理者を設けて、そして委託すると、こういうことであります。

ただ、その運営においてどういうサービスするのや、誰がどうするねやから、例えば賄いの人を専門の人を雇ってくるのかとか、公共施設、誰もそんなもん入れてへんやないとか、そういう議論は正直なところサービス業の範疇内で、一応、サービスをやっていく中にお任せすると。そこの規定の中にお任せするというところでひとつご理解いただきたい。そうしないと、指定管理者したときには非常に動きがとれなくなってくるので、ある程度、こういうサービス業については幅広く見ていくべきだろうということでもありますので、どこにもそういうことをしたらあかんという項目は、見ていただいたらわかりますように、一つも入っておりません。ただ、公共施設はそういうことであろうということでは言われているわけですから、そういうことも十分頭に入れながら、やっぱりサービス業的にもやっていかなきゃならんと、こういうことで、非常に難しいところを運営しますので、指定管理者でお願いするわけですから、その点ご理解よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議は議事進行上、会議時間を延長いたします。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

町長の言っていることを聞いていたらちょっとわかりづらい。和東の常識が世間に通用するのか通用せえへんのか、日本国に通用するのかせえへんのか、その辺のことだけ危惧しておきます。

やはり和東の常識じゃなくて、町長のその常識が公共施設いうんですから、日本の常識、そしてまた世界の常識の範疇の中におさまる対応をされるのが私は当たり前だと思います。ちょっと外れているなというような気がしますけど、その危惧だけお伝えしておきます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第31号 和東山の家の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第31号 和東山の家の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第32号 町営第3中西団地住建替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第32号の提案理由を申し上げます。

町営第3中西団地住宅建替工事を去る平成28年3月18日に指名競争入札に付し請負契約金額が5,000万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

東本建設事業課長。

○建設事業課長（東本繁和君）

それでは、議案第32号のご説明を申し上げます。

3番の議案書をお願いいたします。

議案第32号

町営第3中西団地住宅建替工事請負契約の締結について

平成28年3月18日指名競争入札に付した町営第3中西団地住宅建替工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）
- 2 工事名 町営第3中西団地住宅建替工事
- 3 工事場所 和東町大字別所地内
- 4 請負代金額 8,800万3,800円
(内消費税等相当額651万8,800円)
- 5 契約の相手方 井上・山城特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社井上工務店 代表取締役 井上博一
- 6 契約の方法 地方自治法施行令第167条第1号の規定による指名競争入札
- 7 契約期間 議会の議決を得た日から平成28年10月31日

8 支出科目 和東町一般会計

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

(目) 2. 住宅建替事業費

(節) 15. 工事請負費

平成28年3月24日提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、概要でございます。

4番でございます。

4 工事概要 敷地面積 687.21㎡

A：建築工事

木造平屋建て1棟2戸（1戸当床面積51.88㎡）でございまして、2DK、3棟6戸でございます。

B：外構工事 一式

C：機械設備工事 一式

D：電気設備工事 一式でございます。

そして、右側に第3中西団地の配置図をつけております。

町道半田線が下の道でございまして、ほぼ北に向きまして、道路沿いに1棟2戸が2棟、それから奥地に1棟2戸が1棟ということで3棟6戸の建設を予定しております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 3 2 号 町営第 3 中西団地住建替工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 3 2 号 町営第 3 中西団地住建替工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 7、発委第 1 号 路線バス運行への国庫補助金制度の改善等、公共交通の維持、充実への支援強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員会委員長（井上武津男君）

発委第 1 号

路線バス運行への国庫補助制度の改善等、公共交通の維持、充実への支援強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき提出します。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

提出者 総務厚生常任委員長 井上武津男

和東町議会議長 畑 武志 様

それでは、提案理由を申し上げます。

提案理由。

発議第1号についての提案理由を申し上げます。

町内を走る奈良交通バスは唯一の公共交通機関であり、住民の重要な交通手段となっていますが、過疎化に伴い、利用者が減少し、現行の利用者数を基準とした補助制度では、路線維持が困難となっています。これは先般の総務厚生常任委員会において担当課から切実な訴えがあり、行政側の種々の対策にもかかわらず、国庫補助金の減少と単費持ち出しが年々増加し、財政を圧迫しているのが現状です。これは単に路線バスの問題にとどまらず、過疎化の進行する本町の根幹をなす課題であると判断することから、今回、総務厚生常任委員会として、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げさせていただきます。

路線バス運行への国庫補助制度の改善等、公共交通の維持、充実への支援強化を求める意見書

鉄道路線のない本町にとって、路線バスは唯一の公共交通機関であり、通勤、通学、通院、買い物など、住民生活にとって欠かすことのできないものです。

現在の路線バスの運行は、平成14年10月のJRバス撤退の後、国庫補助を受け奈良交通バスが担っていますが、乗降客の減少が続く中、赤字補填に伴う町の財政支出も増加するなど、ますます厳しさを増しているのが現状です。

本町では、高校生通学定期代の半額補助や試験的な定額による運行、イベント時の無料運行など、少しでも利用促進につながるよう努力を続けているところですが、十分な効果を上げるには至らず、抜本的な路線の再編にも迫られているところです。

このような中、路線バス運行を維持、継続するためにも、国庫補助制度の改善・見直しを切実に望むものです。現行の国庫補助基準では、補助の対象となる便数が減少し、厳しさを増す本町の実態に見合わない状況が年々拡大しています。本町の唯一の公共交通機関である路線バスを支える国庫補助の拡充を強く要望します。

路線バスの維持、存続、充実が欠かせない一方で利用者が減少する背景は、人口減

少とともに、利便性の悪さや交通費負担の重さなどがあり、それが利用者、便数の減少につながる悪循環を生んでいます。本町では路線バスの維持、充実とともにコミュニティバスの運行など便利なまちづくりを目指し検討を進めていますが、その実現のためには公共交通の維持、充実に向けた国などの支援強化が欠かせません。「地方創生」を進める上でも、住民の「生活の足」である公共交通の維持、充実は重要な課題であると考えらるものであり、前向きな検討と施策の具体化を望むものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月24日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

地方創生担当大臣 石破 茂 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第1号 路線バス運行への国庫補助制度の改善等、公共交通の維持、充実への支援強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 路線バス運行への国庫補助制度の改善等、公共交通の維持、充実への支援強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第1号 消費税再増税の中止を求める意見書を議題といたします。
提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第1号、消費税再増税の中止を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

お配りいたしております意見書案にもありますように、2年前の8%への税率アップは、私たちの暮らしにも、また経済全体にも極めて深刻な悪影響を及ぼしており、1年後の再増税などはとんでもない状況であることは明白であります。

同時に、延期や凍結をすれば解決できるものではなく、増税は中止し、別の道、方法を検討すべきとの立場から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案をさせていただきます。

発議第1号

消費税再増税の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成28年3月24日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

消費税再増税の中止を求める意見書

勤労者の実質収入の落ち込みや個人消費の低迷が長期にわたり続く中で、来年4月からの消費税再増税を中止すべきとの声が大きくなっている。安倍総理は、再増税を予定どおり実施する姿勢を変えていないが、財界や首相周辺からも「凍結すべき」と

の力が強まっている。

2014年4月に実施した5%から8%への税率引き上げは、国民の暮らしを一気に冷え込ませ、今なお経済を低迷させ、国内総生産のマイナスが続いている。とりわけ深刻なのは国内総生産の6割を占める個人消費の伸び悩みで、昨年1年間の世帯当たりの消費支出は2年連続で減少し、勤労者の実質賃金も減少を続けている。このような中で、国民に新たに5兆円もの負担を押しつける消費税増税を実施すれば国民生活が破壊され、経済が破綻することは明らかである。また、増税による地方経済の破壊は、本町のような農山村、地方のまちづくりをますます苦境に陥れ、現状打開に向けた努力を水の泡にする愚行であり、「地方創生」とも矛盾する。

今、必要なことは、国民の暮らしにてこ入れし、日本経済を底上げすることであり、政府におかれては、「凍結」や「延期」ではなく、消費税の増税をきっぱり中止されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

経済産業大臣 林 幹雄 様

地方創生担当大臣 石破 茂 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第1号に賛成の立場から討論を行います。

意見書にもありますように、2年前の増税と庶民には痛みばかりを押しつけ、大企業や富裕層ばかりをもうけさせる「アベノミクス」の失敗が国民生活と経済を壊し続けている中で、少なくとも1年後の再増税など実施不可能であることは今や誰の目にも明らかであります。何があっても再増税を行うと言い続けてきた安倍総理の見通しの甘さが浮き彫りになる中、政権内でも総理周辺でも再増税の延期や凍結の声が日に日に強くなっていることは、軽減にならない「軽減」税率でごまかせると踏んでいた安倍政権と与党の行き詰まりをあらわすものです。大事なものは、延期や凍結でごまかし、先送りするのではなく、増税そのものをきっぱりと中止する決断です。

2年前の税率アップ後の状況は、消費税がいかに弱い者いじめの税金であり、国民生活も経済も破壊するものかを浮き彫りにしており、それは幾ら先延ばししても、少しくらいの「軽減税率」では何の解決にもならないことを教えております。少なくとも今以上の増税は中止する以外にありません。

国民生活と経済を壊しながら財源を確保することは不可能であり、今、政府が目玉としている「地方創生」であるとか「地方を元気にする」という方向にも逆行し、苦しい中で地域を元気にしようとする努力を台なしにする行為であります。消費税に頼らない道を真剣に考え、具体化する以外に道はないと考えます。

本来、税金は負担能力や経済力に応じて負担すべきものであり、逆進性の強い消費税は税金の基本から逸脱したものであり、採用すべき税制では本来ありません。税制のあるべき姿に立ち戻るときであり、その立場からも再増税は中止しかないと政府に対し声を上げるべきであると考え、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第1号 消費税再増税の中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第1号 消費税再増税の中止を求める意見書は、否決されました。

日程第19、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成28年第1回定例会を閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせて

いただきます。

本議会におきましては、提案させていただいた全議案につきまして原案どおりご承認をいただきましたことをまずをもってお礼申し上げます。

ありがとうございました。

本議会を通じまして、議員各位からいろんなご意見をいただきまして、そして活発なご意見をいただきました。ご審議もいただきました。こういったことを私どもは真摯に受けとめながら、今後の行政に生かさせていただきたいと思っております。

あわせて、この4月1日付では一部定期異動の時期でもあります。そういったこともありまして、今後の行政推進に当たりまして、議員各位の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、平成28年和東町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午後4時52分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 5 月 20 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 村 山 一 彦

〃

和東町議会議員 吉 田 哲 也